

行政書士様向け
『登記・供託オンライン申請システム』を利用した
電子定款オンライン認証嘱託マニュアル

株式会社リーガル
令和5年9月作成

【ご注意】

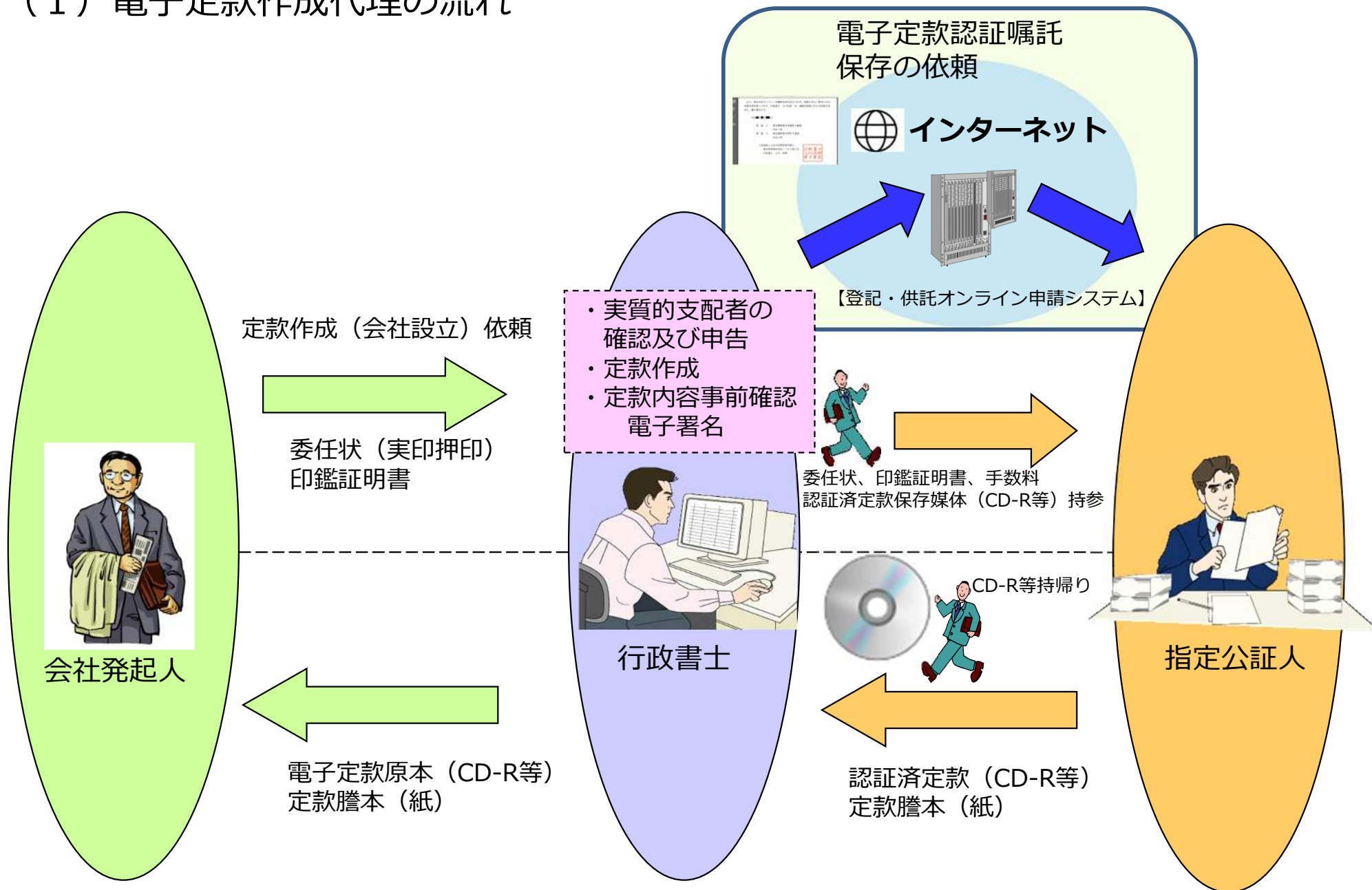
この資料は令和5年9月現在の法務省からの公開情報に基づいて作成されたものです。
今後内容や取扱いが変更される可能性がございますので、最新の情報をホームページなどでご確認の上、
ご利用くださいますようお願い申し上げます。

目次

- 1 . 電子定款オンライン認証嘱託の流れ
- 2 . 事前準備（概要）
- 3 . 電子証明書の取得
- 4 . 申請用総合ソフトの準備及び利用者登録
- 5 . PDF変換ソフトウェアの準備
- 6 . PDF署名プラグインソフトの準備
- 7 . 実質的支配者となるべき者の申告
- 8 . 電子定款作成のための事前準備
- 9 . 定款の作成（PDF文書の作成）
10. 『Acrobat DC、2020』での電子署名
11. 『SkyPDF Professional 7、2016 for Legal』での電子署名
12. 定款作成時の注意事項
13. 委任状の作成
14. 申請用総合ソフトを利用した電子定款オンライン認証嘱託
15. 公証役場へ訪問
16. 手数料
17. 認証済定款の内容確認と署名検証
18. 顧客への引き渡し
19. 電子認証キットの電子金庫を利用した電子署名（ご参考）
- 補足 1 . テレビ電話方式による認証制度について
- 補足 2 . 電子署名付委任状の送信

1. 電子定款オンライン認証嘱託の流れ

(1) 電子定款作成代理の流れ



電子定款作成代理のメリット…**発起人の負担なく印紙代4万円が不要**

※テレビ電話方式等については、P50以降の補足をご参照ください。

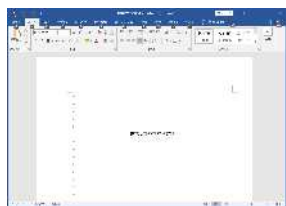
1. 電子定款オンライン認証嘱託の流れ

(2) 電子定款作成代理の流れ

① 実質的支配者の申告

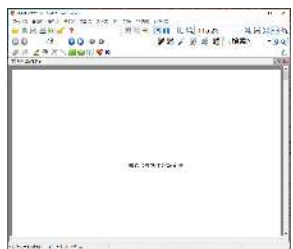


③ 定款文案の作成



Word形式定款

⑤ PDF変換と電子署名



PDF形式定款



電子署名



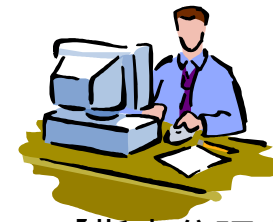
【行政書士】



② 専用フォームにて指定公証人に申告
(メール・FAX・郵送又は持参等)

④ 指定公証人に内容確認
(FAX等)

⑦ 指定公証人訪問
・委任状(紙)持参
・自認認証
・手数料納付



【指定公証人】

⑧ 認証済定款を受領 (CD-R、フラッシュメモリ等持参)



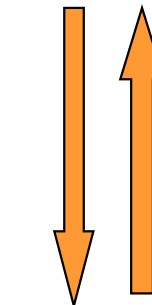
※ 同一情報の提供(定款謄本)は窓口で請求し受け取ります。

インターネット



⑥ 署名済電子定款を
登記・供託オンライン申請システムで送信

⑨ 認証済定款の公証人署名検証



【登記・供託オンライン
申請システム】

1. 電子定款オンライン認証嘱託の流れ

(3) 定款作成方式一覧、指定公証人

●定款作成方式一覧

	紙定款	電子定款
嘱託代理	印紙必要 押印必要 (発起人)	印紙不要 電子署名必要 (発起人)
作成代理	印紙必要 押印必要 (代理人)	印紙不要 電子署名必要 (代理人)

嘱託代理・・発起人が定款を作成し、代理人は認証嘱託を代理する方式

作成代理・・代理人が定款の作成を代理し、認証嘱託する方式

※ 嘱託代理形式の電子定款を作成すると発起人に電子証明書を用意していただく必要がありますのでご注意ください。

※ 代理の内容によって委任状の内容・形式と定款末尾の文言等が異なりますのでご注意ください。

●指定公証人

電子公証は指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）のいる公証役場で可能です。

指定公証人については法務省または日公連のホームページを参照してください。

法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp/MINJI/DENSHIKOSHO/denshikoshosho2.html>

日公連ホームページ

<https://www.koshonin.gr.jp/list>

所属法務局 (地方法務局)	役場名	指定公証人名	効力発生日
東京法務局	霞ヶ関公証役場	萩原秀紀	令和元年9月2日
	霞ヶ関公証役場	廣谷章雄	令和3年9月29日
	霞ヶ関公証役場	白濱清貴	平成28年6月1日
	霞ヶ関公証役場	西村尚芳	令和2年10月12日
	日本橋公証役場	池田光宏	令和元年7月1日
	日本橋公証役場	山浦弥一郎	平成24年9月3日
	日本橋公証役場	吉田広司	平成26年8月1日
	日本橋公証役場	古久保正人	令和3年10月25日
	日本橋公証役場	大久保正道	令和4年10月21日

2. 事前準備（概要）

【ハードウェア・ソフトウェアの準備】

●ハードウェアの準備

- (1) パソコン OS: Microsoft Windows 10 / 11
推奨ブラウザ: Microsoft Edge, Google Chrome
- (2) インターネット設備 (光回線等)

●電子証明書の取得

セコムパスポートfor G-ID 行政書士電子証明書（セコムトラストシステムズ）

※行政書士法人の場合は、商業登記に基礎を置く電子認証に基づく電子認証登記所の発行する電子証明書を利用

●政府共用認証局電子証明書の登録

Windows証明書ストアに政府共用認証局電子証明書の登録（自動登録）

●『登記・供託オンライン申請システム申請用総合ソフト』のインストール

法務省の『登記・供託オンライン申請システム』ホームページ

(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>) より、ダウンロードし、ご利用のPCにインストールします。

●『登記・供託オンライン申請システム』利用者登録

法務省の『登記・供託オンライン申請システム』ホームページ

(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>) 上で申請者情報登録が必要

●PDF変換ソフト(Adobe社Acrobatまたは スカイコム社SkyPDF for Legal)の準備

・PDF変換ソフトとは、WORDや一太郎形式の定款をPDF形式(ポータブル・ドキュメント・フォーマット)に変換するソフトウェアのことです。

・“電子認証キット”のPDFプラグイン機能は、Adobe社のAcrobat(StandardまたはProfessional)(32bit版)及びスカイコム社のSkyPDF Professional(2016、7) for Legal に対応していますのでどちらかが必要です。

3. 電子証明書の取得

(1) 行政書士電子証明書の準備

申し込み先	セコムトラストシステムズ株式会社
申請書の取得先 (URL)	https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/gyosei/index_d.html
電子証明書の形式	ファイル形式
料金① (有効期間 2 年)	14,000 円 (税込 15,400円) ※商工会議所の会員、または商工会議所の証明書をご利用中の場合、割引価格があります。 詳しくは登録済みの商工会議所へお問い合わせください。
料金② (有効期間 3 年)	21,000円 (税込 23,100円) ※商工会議所の会員、または商工会議所の証明書をご利用中の場合、割引価格があります。 詳しくは登録済みの商工会議所へお問い合わせください。
受領後の注意事項	受領書の返送 (30日以内の返送がないと認証局において失効) 証明書ストアへのインストール

3. 電子証明書の取得

(2) 電子証明書申し込みの流れ

1、パソコン等機器の準備

↓ Windows 10、11

2、利用申込書の入力・印刷

↓ Webより利用申込書作成フォームへ入力。印刷後、署名、押印

3、申し込み必要書類の提出

↓ 送付物：利用申込書、住民票、振込控えの写し、印鑑証明書
※一般郵便、または簡易書留などの信書として送付

4、鍵ペアと証明書、PINコード、電子証明書ダウンロード用パスワードの受け取り

↓ 本人限定受け取り郵便にて住民票の住所へ送付

5、電子証明書のダウンロードおよび電子証明書情報の確認

↓ 認証局サーバから電子証明書をダウンロードし内容確認（※）

6、受領確認書の返送

証明書記載事項に間違いがないか内容を確認し受領確認書を30日以内に返送。

※ 登記・供託オンライン申請システム申請用総合ソフトでは証明書ストアから電子署名を行うことはできませんので、P12形式の電子証明書を適宜の媒体に保存して利用する必要があります。

セコムトラスト株式会社ホームページより

<https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/gyosei.html>

4. 申請用総合ソフトの準備及び利用者登録

(1) 政府共用認証局電子証明書の登録

『登記・供託オンライン申請システム』と安全なインターネット通信を行うためにWindows証明書ストアに政府共用認証局電子証明書をインストールする必要がありますが、**登記・供託オンライン申請システムの申請者情報登録の際に自動的に登録されますので、操作は不要です。**

(2) 申請用総合ソフトのインストール

法務省の『登記・供託オンライン申請システム』ホームページから申請用総合ソフトをダウンロード、インストールしてください。**申請用総合ソフトには『本番用』と『体験版』の2種類があり、同一PCに併存することができます。**

(登記・供託オンライン申請システムホームページ <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp>)



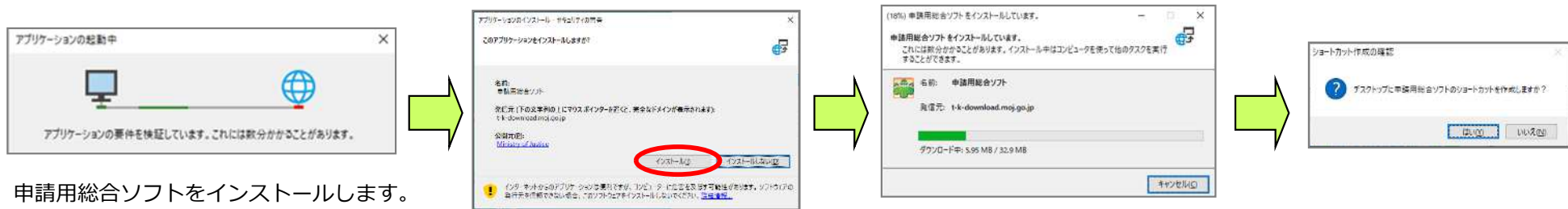
『登記・供託オンライン申請システム』ホームページの「申請用総合ソフト」ボタンを押します。



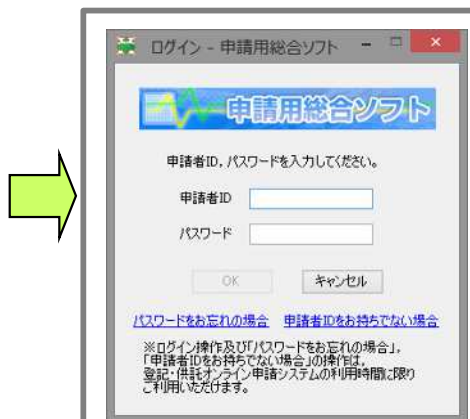
「申請用総合ソフト」 「↓ダウンロード」ボタンを押します。

4. 申請用総合ソフトの準備及び利用者登録

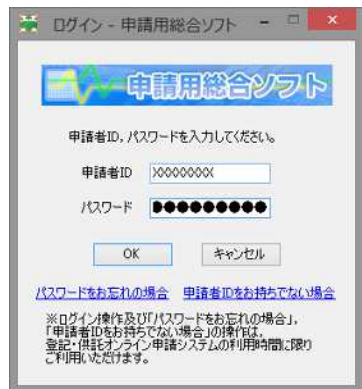
(2) 申請用総合ソフトのインストール



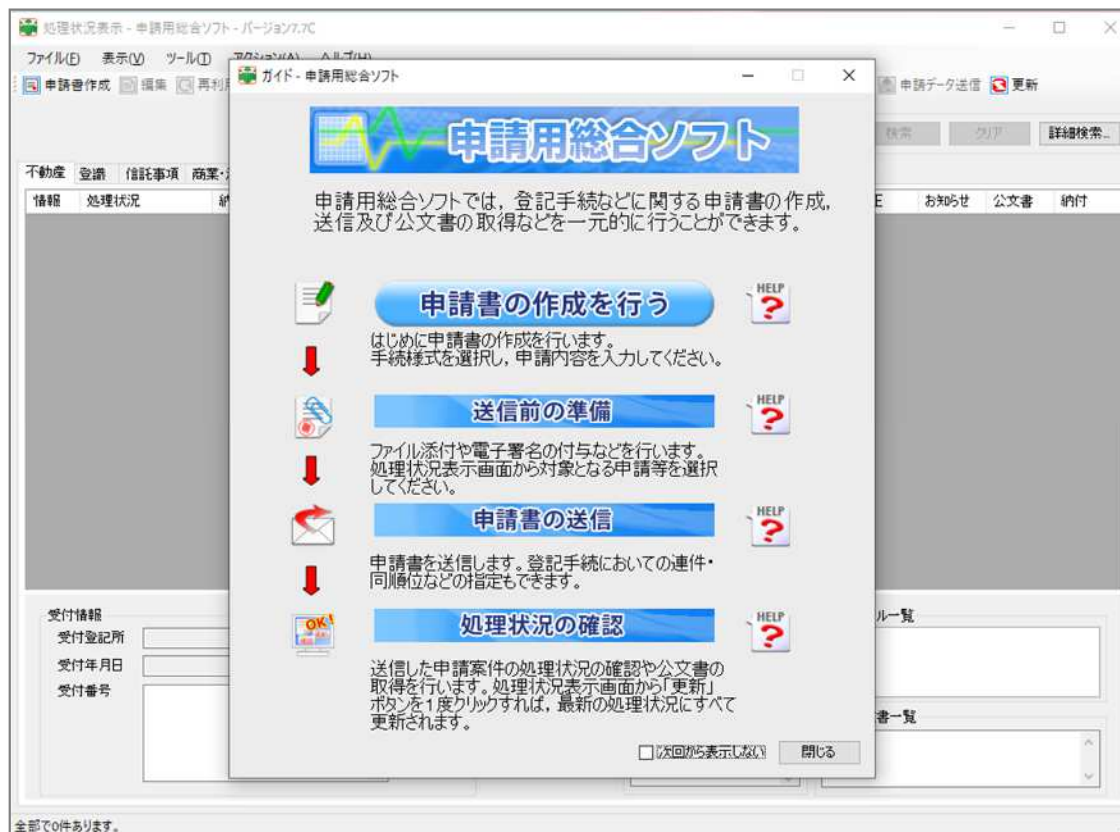
申請用総合ソフトをインストールします。



インストールが終了するとログイン画面が起動します。「キャンセル」を押すとオフライン起動します。



申請者ID、パスワードを入力して「OK」を押すとオンライン起動します。



「申請用総合ソフト」が起動します。前面にはガイドが表示され「？」ボタンを押すと操作方法についてヘルプを参照することができます。

4. 申請用総合ソフトの準備及び利用者登録

(3) 『登記・供託オンライン申請システム』の利用者登録

法務省の『登記・供託オンライン申請システム』ホームページ上で利用者登録を行います。



『登記・供託オンライン申請システム』ホームページの「申請者情報登録」ボタンを押し、「利用規約」に「同意する」ボタンを押すと登録画面が表示されます。

<p>メールアドレス【必須】 <半角100文字以内></p>	<p>▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。</p> <p>※インターネット経由で受信可能なメールアドレスを入力してください。</p>
<p>メールの受信内容選択</p>	<p>▼申請の処理状況に応じてメールでご案内します。受信するメールをチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 全てのメールを受信（全ての項目がチェックされます。）</p> <p><input type="checkbox"/> 受付のお知らせ</p> <p><input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ</p> <p><input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ</p> <p><input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ</p> <p><input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ</p>

メール受信設定画面

申請者ID【必須】 <半角英数字11文字以内（大文字小文字区別）>	<input type="text"/>
パスワード【必須】 <「半角英字」、「半角数字」、「記号」混在必須、8文字以上20文字以内（大文字小文字区別）>	<input type="password"/>
氏名【必須】 <全角20文字以内スペース不可>	<input type="text"/>
氏名（フリガナ）【必須】 <全角カタカナ20文字以内スペース不可>	<input type="text"/>
郵便番号【必須】 <半角数字>	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>
住所【必須】 <全角80文字以内>	(例) 東京都千代田区大手町1-1-1
住所（フリガナ） <全角カタカナ150文字以内>	(例) トウキョウトチヨダクオオテマチ1-1-1
職業	<input type="text"/>
連絡先・電話番号【必須】 <半角20文字以内>	(例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
連絡先・FAX番号 <半角20文字以内>	(例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
メールアドレス【必須】 <半角100文字以内>	<input type="text"/>
メールの受信内容選択	<p>▼申請の処理状況に応じてメールでご案内します。受信するメールをチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 全てのメールを受信（全ての項目がチェックされます。）</p> <p><input type="checkbox"/> 受付のお知らせ</p> <p><input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ</p> <p><input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ</p> <p><input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ</p> <p><input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ</p>
質問（キーワード）【必須】	<input type="text"/>
答え（キーワード）【必須】 <全角40文字以内>	<input type="text"/>

申請者情報新規入力画面

5. PDF変換ソフトウェアの準備

Adobe Acrobat（アクロバット）または、SkyPDF Professional(2016または7) for Legal が必要です。

※WORDや一太郎形式の定款をPDF形式に変換するソフトウェアです。定款作成をするため必ず必要になります。

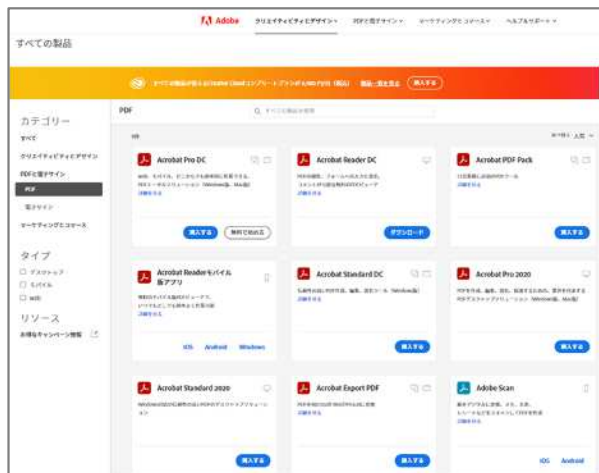
● Adobe Acrobat DC及び2020

登記・供託オンライン申請システム対応のバージョンは

Acrobat DC (サブスクリプション版)

Acrobat 2020 (永続ライセンス) になります。

※32bit版でのインストールが必要です。



<https://www.adobe.com/jp/products/catalog.html#category=pdf>

● SkyPDF Professional 7 for Legal

登記・供託オンライン申請システム対応のバージョンはSkyPDF

Professional 2016または7 for Legalです。

※現在購入可能なバージョンはSkyPDF Professional 7 for Legalとなります。



https://www.legal.co.jp/products/skypdf/skypdf_4.html

PDF・・・とは？

PDFはWORDや一太郎などと同じように電子文書の一形式ですが、違うところは外字情報などがパソコンのフォントに依存しませんので、どのようなパソコンでも表示できます。

購入可能なAcrobat

現在、Acrobat DCのサブスクリプション版のみ購入できます。

購入方法

Adobe 公式サイトからの購入

・サブスクリプション版（月々プランや年間プラン）

Proサブスクリプション 1,980円/月（税込）

Standardサブスクリプション 1,518円/月（税込）

Acrobat相当品のご紹介

株式会社スカイコム社が開発し、株式会社リーガルより販売しています。

「SkyPDF Professional 7 for Legal」

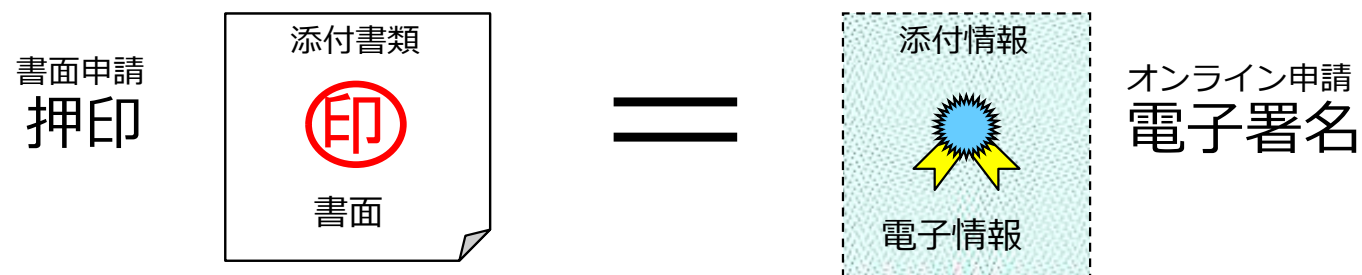
ダウンロード版（14,300円 税込）

FAX注文（15,950円 税・CD-ROM送料込）

もPDF変換ソフトとしてご利用いただけます。

6. PDF署名プラグインソフトの準備

※ 登記・供託オンライン申請システムの添付書類用電子署名を行うための追加ソフトのことです。



【登記・供託オンライン申請システムの添付書類で利用可能な電子署名方式】

	署名方式	PDF変換ソフト	PDF署名プラグインソフト
1	法務省提供無料プラグインソフトでの署名 署名後および署名付き文書の検証機能無し (※1)	Adobe Acrobat DC, 2020	無料プラグインソフト Acrobatのみ対象
2	民間のプラグインソフトでの署名 署名後および署名付き文書の検証機能あり	Acrobat DC, 2020 SkyPDF Professional 7 (または2016) for Legal	各社(※2)(有料) 『SkyPDF Professional 7(または2016) for Legal』を利用する場合はリーガルの『電子認証キットPRO』のみ対応

※1 以下のURLからダウンロードできます。
https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download_soft.html#PDFPlugin

※2 民間のプラグインソフト例(ダウンロード版)

(株)リーガル 『電子認証キットPRO』	15,400円(税込)	} 合計29,700円
(株)スカイコム 『SkyPDF Professional 7 for Legal』	14,300円(税込)	

以下のURLからセット購入ができます。

https://ec.legal.co.jp/store/html/products/list.php?category_id=1

7. 実質的支配者となるべき者の申告

(1) 実質的支配者となるべき者の申告の流れ

定款案の点検を公証人に依頼する際に、併せて**実質的支配者**となるべき者に関する申告書及び本人特定資料を公証人に提出します。



法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人
 ※詳しくは「日本公証人連合会」のホームページをご覧ください。
https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow09_4#newteikan

※自然人の場合・・運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード等の顔写真付きの公的証明書の写し
 ※法人の場合・・全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し

(2) 実質的支配者となるべき者の申告書の作成

実質的支配者となるべき者の申告書をホームページよりダウンロードします。それぞれPDF版またはWord版をクリックします。

https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow09_4#newteikan

【実質的支配者となるべき者の申告書】は下記よりダウンロードできます。 ※各申告書は、令和5年5月25日（同年6月1日施行）に更新いたしました。

①

PDF版

②

Word版
※フォーマット1

③

Word版
※フォーマット2

※各項目のみ入力可の書式です。 ※自由な書式です。 項目名等も変更できます。

【一般社団・一般財団用】

PDF版

Word版
※フォーマット1

Word版
※フォーマット2

※各項目のみ入力可の書式です。 ※自由な書式です。 項目名等も変更できます。

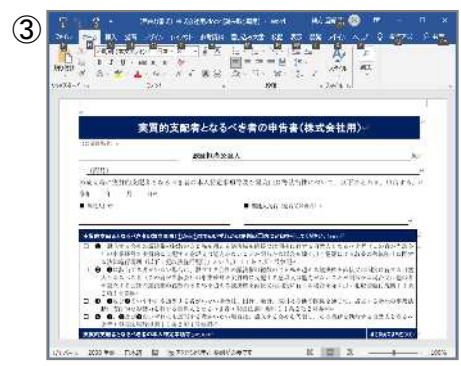
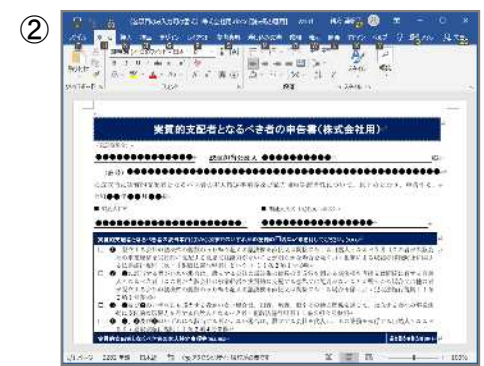
【実質的支配者となるべき者の表明保証書の例】は下記よりダウンロードできます。 ※表明保証書の例は、令和5年5月25日（同年6月1日施行）に更新いたしました。

PDF版

Word版
※フォーマット1

※自由な書式です。

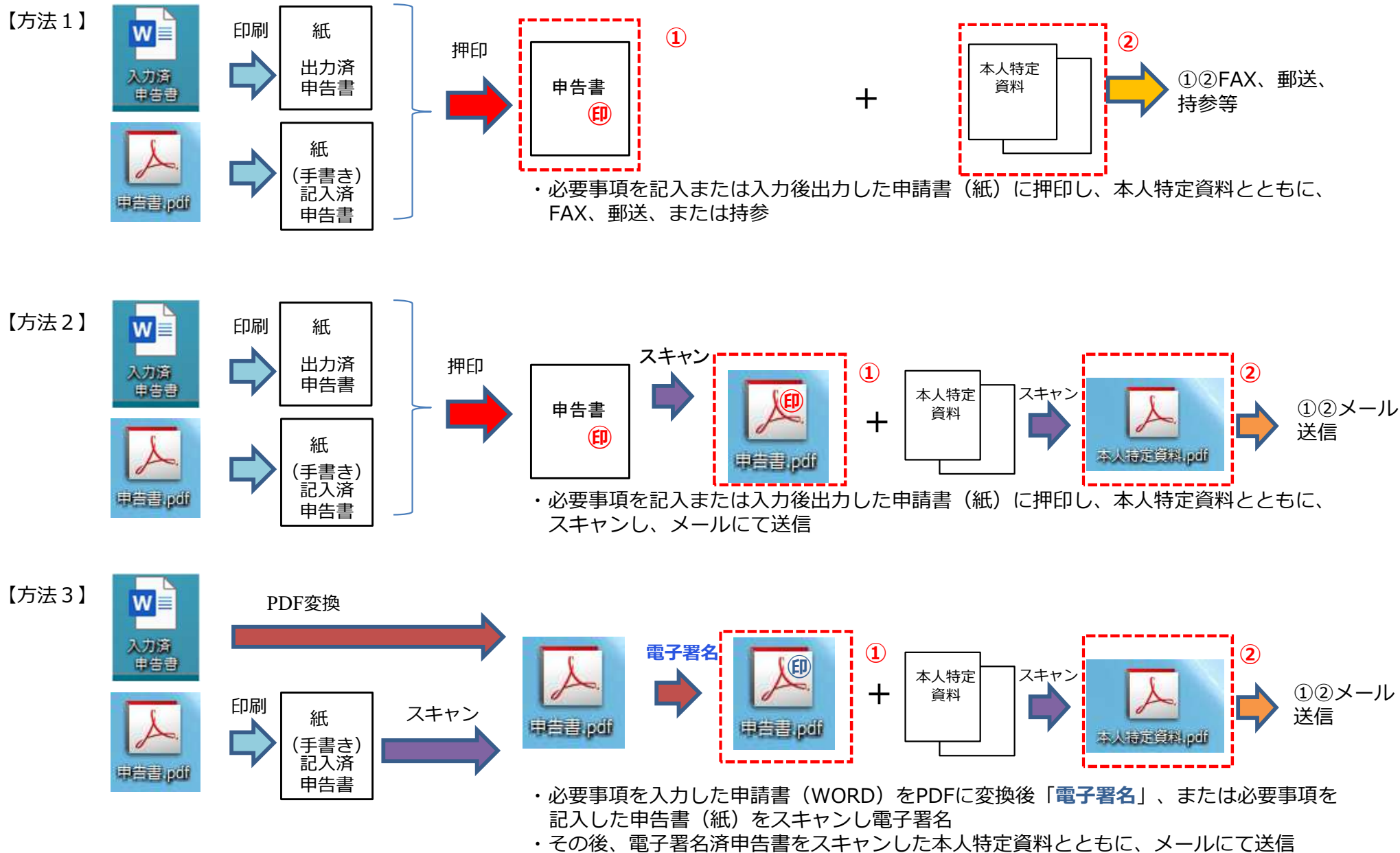
PDFファイルをご覧いただくためには、Adobe社「Adobe Reader」が必要です（無料）。



7. 実質的支配者となるべき者の申告

申告には下記の3つの方法（【方法1】【方法2】【方法3】）があります。

前ページの②、③のWord申告書にパソコンで必要事項を入力した場合と、①のPDF申告書を印刷して必要事項を手書きした場合の説明になります。



※ (印) (赤)・・・印鑑での押印（リアル）

(印) (青)・・・電子署名

8. 電子定款作成のための事前準備

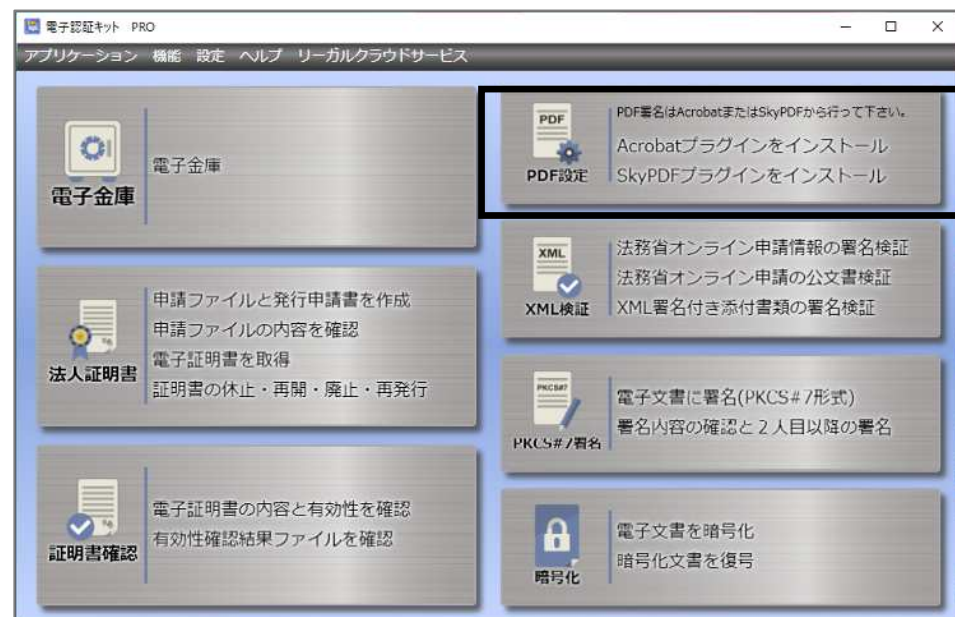
(1) 『電子認証キットPRO』での事前作業 (1回のみ)

●プラグインのインストール

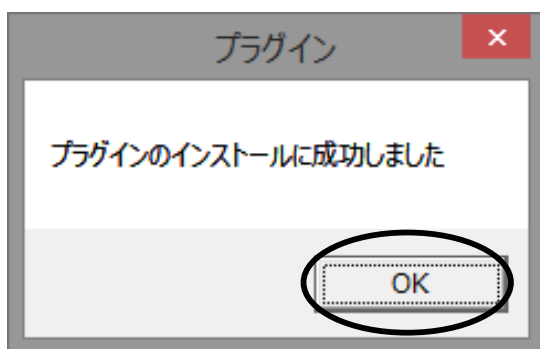


アイコンをダブルクリック

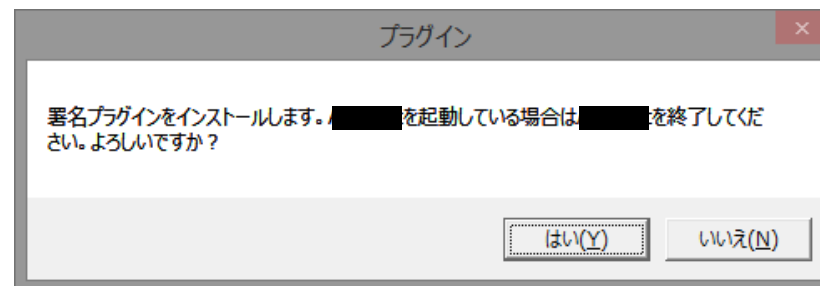
①「電子認証キットPRO」を起動します。



②[PDF設定]より、「Acrobatプラグインをインストール」または、「SkyPDF プラグインをインストール」をクリックします。
(インストールしたソフトのプラグインを選択します。)



④「OK」をクリックします。

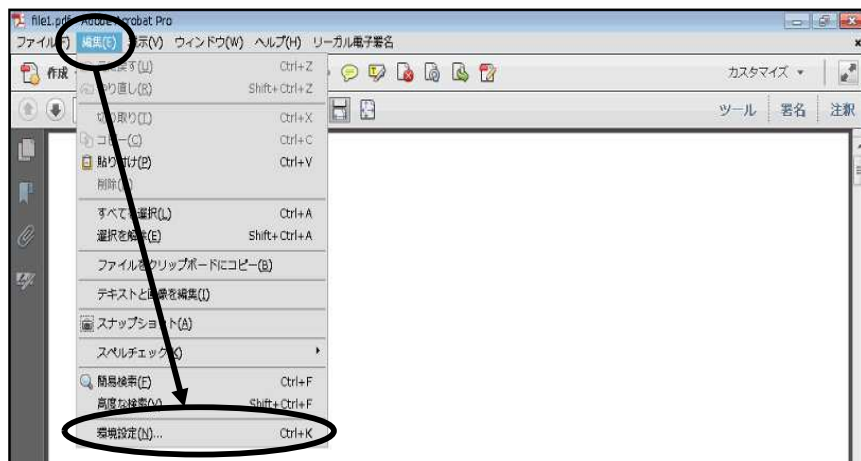


③それぞれのソフトの終了を確認する画面が出ます。

8. 電子定款作成のための事前準備

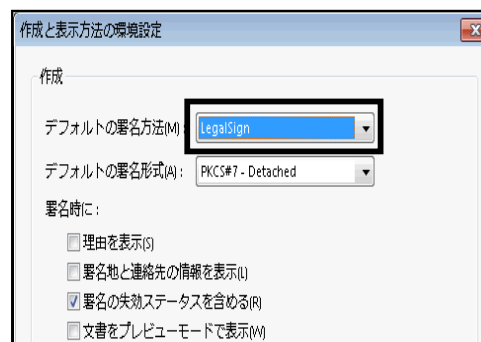
(2) 『Acrobat DC、2020』での事前作業 (1回のみ)

●プラグインの初期設定



① Acrobatを起動して、[編集] – [環境設定] をクリックします。
※左上に[メニュー]が表示されている場合は[メニュー] – [環境設定] をクリックしてください。

② 画面左側の[署名]を選択し、作成と表示方法の[詳細]をクリックします。

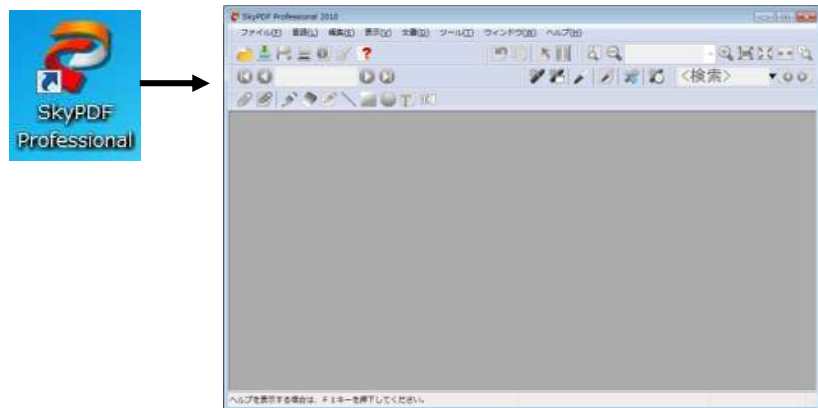


③ デフォルトの署名方法を「LegalSign」に変更後「OK」をクリックします。

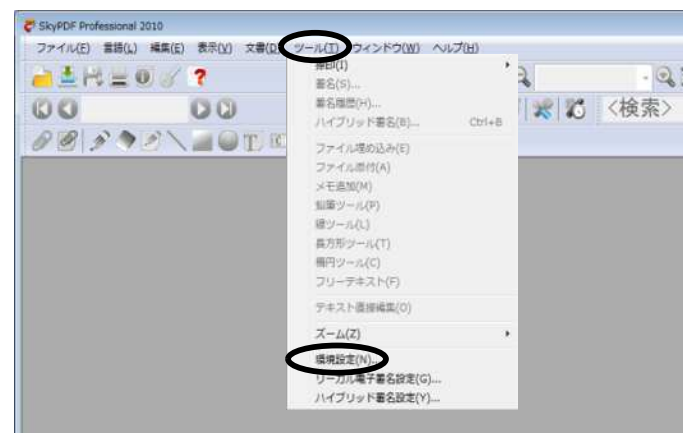
8. 電子定款作成のための事前準備

(3) 『SkyPDF Professional 7、2016 for Legal』での事前作業（1回のみ）

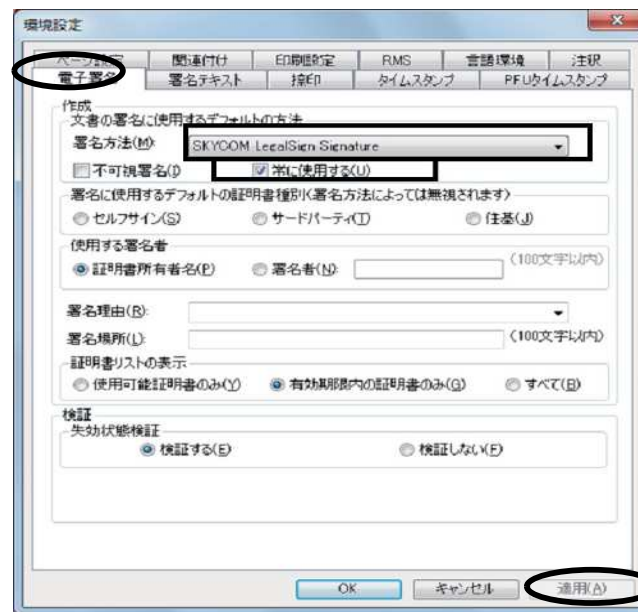
●プラグインの初期設定



① SkyPDF Professionalを起動します。



② [ツール] - [環境設定] をクリックします。



③ [環境設定]画面の[電子署名]タブを開きます。

ア. [作成]のところまで[SKYCOM LegalSign Signature]を選択し、
[常に使用する]にチェックを入れます。

イ. [適用]を押します。

ア

イ

9. 定款の作成（PDF文書の作成）

WORDや一太郎などのポピュラーなワープロソフトを利用して、電子定款の原稿を作成してください。

（1）定款末尾の記載文例（一例）

(定款に定めのない事項) ←	
第35条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。←	
←	
←	
以上、株式会社オンライン申請研究所を設立のため、発起人甲山一郎外1名の定款作成代理人である行政書士 乙川次郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。←	
←	
令和●年●月●●日←	
←	
発 起 人	東京都新宿区本塩町 9 番地←
	甲山一郎←
発 起 人	東京都新宿区坂町 5 番地←
	丙山三郎←
←	
上記発起人 2 名の定款作成代理人←	
東京都新宿区四谷一丁目 2 番 3 号←	
行政書士 乙川 次郎←	

電子定款は電子署名後の修正ができませんので、電子署名を行う前に定款の内容等を公証人に確認していただく必要がありますのでご注意ください。

公証人と連絡を取る際、訪問する日時やオンライン送信する日時、訪問される方が誰かを打ち合わせておくことをお勧めします。

複数指定公証人がいる場合は囑託する指定公証人が執務する日に訪問する必要があります。

9. 定款の作成 (PDF文書の作成)

(2) PDF文書へ変換

WORD文書アイコン



WORD形式の定款

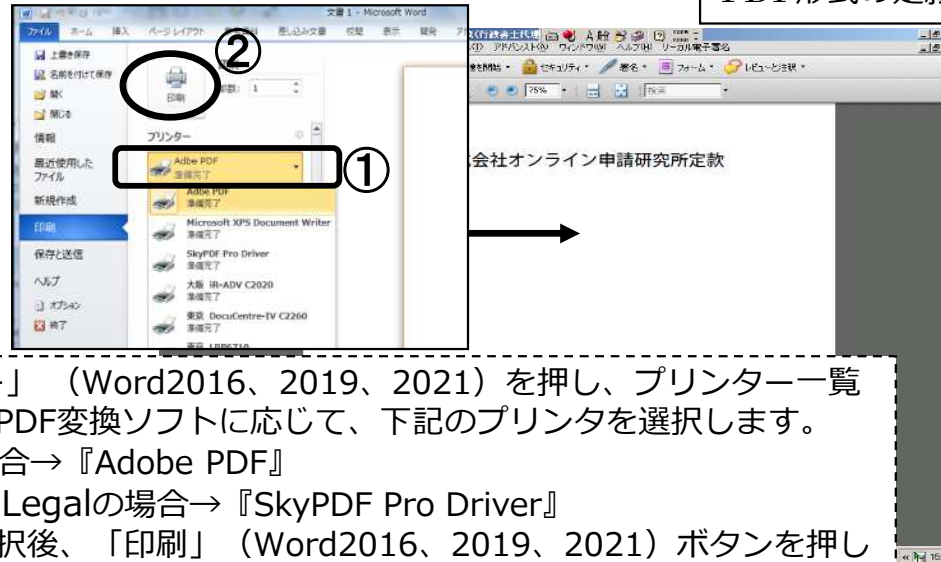


PDF文書アイコン



PDF形式の定款

(Word2016、2019、2021)



- ① 「プリンター」 (Word2016、2019、2021) を押し、プリンター一覧から使用するPDF変換ソフトに応じて、下記のプリンターを選択します。
Acrobatの場合→『Adobe PDF』
SkyPDF for Legalの場合→『SkyPDF Pro Driver』
- ② プリンター選択後、「印刷」 (Word2016、2019、2021) ボタンを押します。

注意

電子定款のファイル名は任意ですが、利用可能な文字は「半角英数字」「全角英数字」「全角かな」「全角カナ」「半角記号」「全角記号」「JIS第1・第2水準の漢字」です。また、文字数は「全て半角は31文字以内」「全て全角は15文字以内」である必要があります。※全角1文字は半角2文字として計算します。

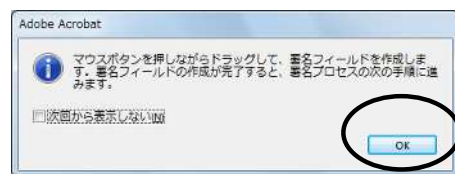
ただし、以下の文字はファイル名に使えませんのでご注意ください。

- ・ JIS X 0208-1997の第一水準,第二水準, 非漢字の範囲外の文字
- ・ 半角スペース、全角スペース
- ・ 半角記号 : 「”」, 「#」, 「&」, 「’」, 「(」, 「)」, 「=」, 「^」, 「~」, 「¥」, 「|」, 「\」, 「:」, 「;」, 「*」, 「+」, 「,」, 「<」, 「>」, 「/」, 「?」, 「\$」, 「%」, 「@」, 「[」, 「]」
- ・ 全角記号 : 「—」, 「~」, 「//」, 「-」, 「φ」, 「&」, 「ㄣ」
※ 「—」: 全角ダッシュ・S-JISコード「815C」 「-」: 全角マイナス・S-JISコード「817C」

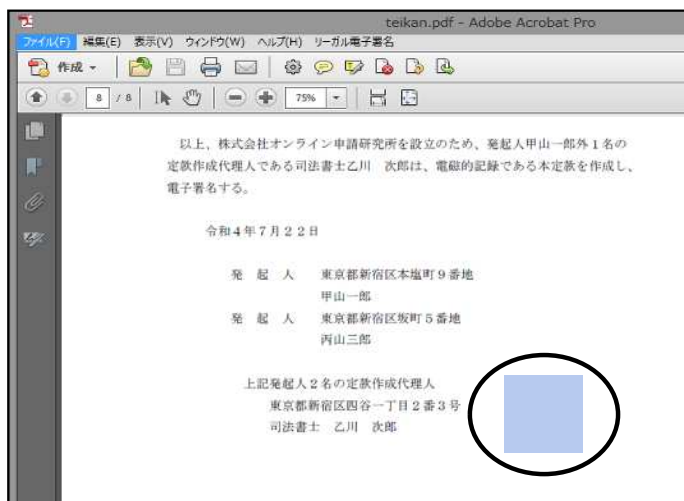
10. 『Acrobat DC、2020』での電子署名



①定款のPDFアイコンをダブルクリックします。

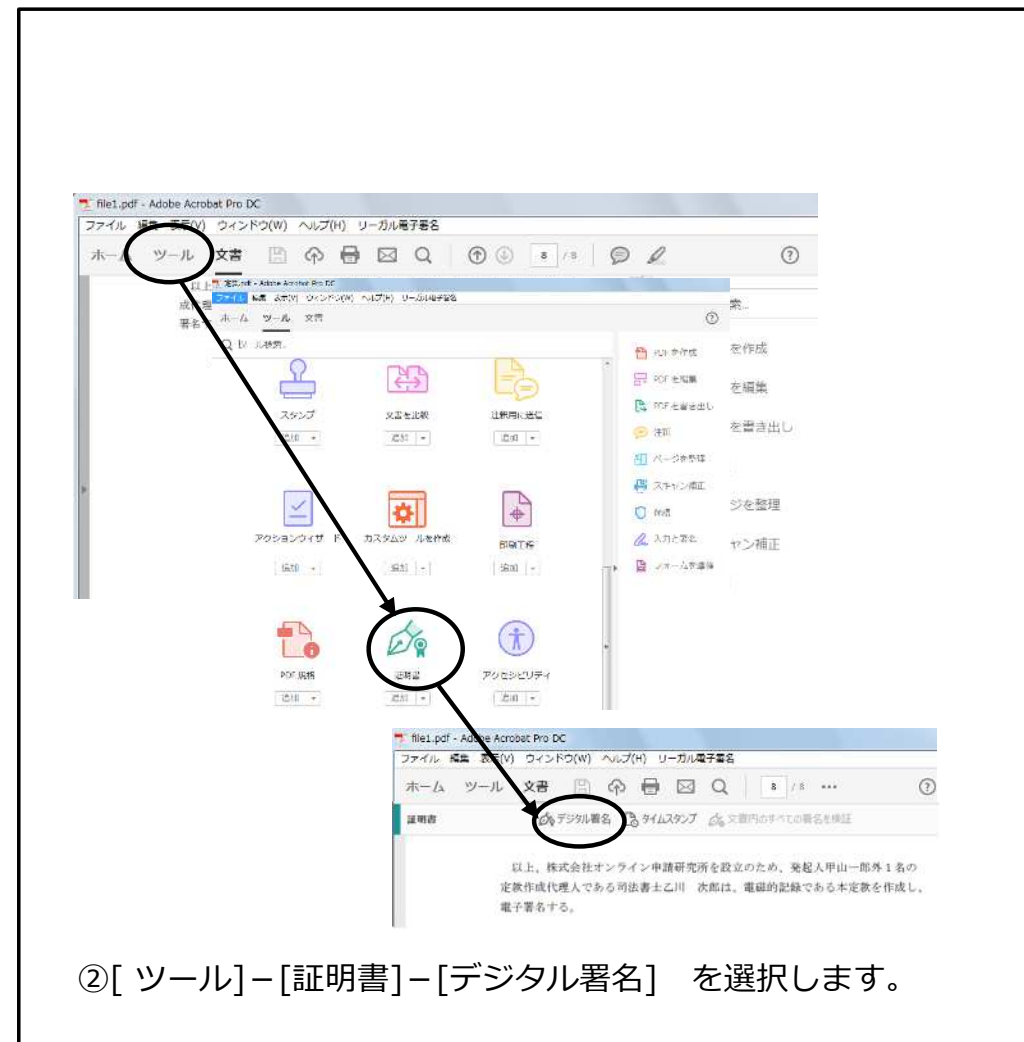


③[OK]をクリックします。



④印影イメージを表示する領域をマウスでドラッグして選択します。

1回目



②[ツール]-[証明書]-[デジタル署名] を選択します。

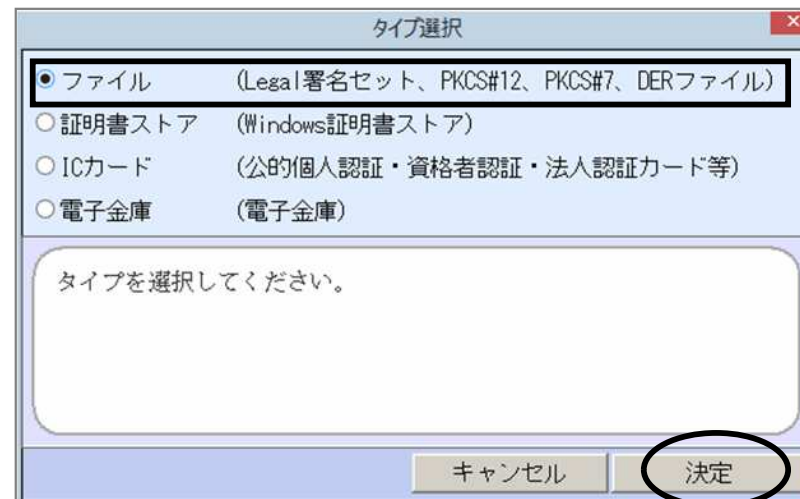


2回目以降 (P25下段へ)

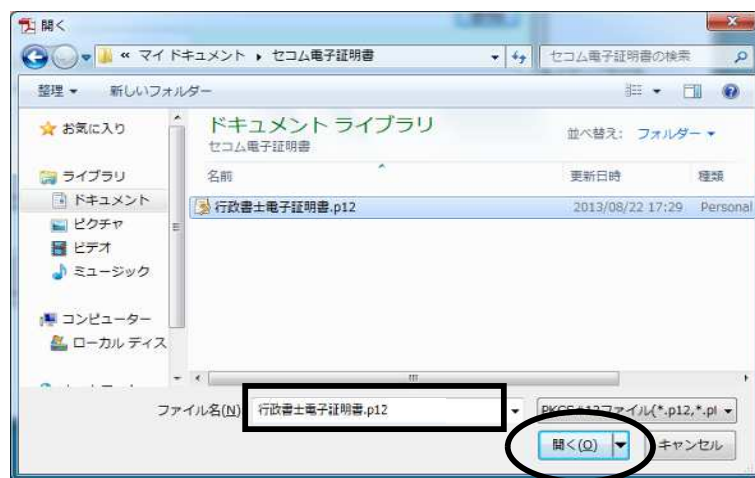
10. 『Acrobat DC、2020』での電子署名



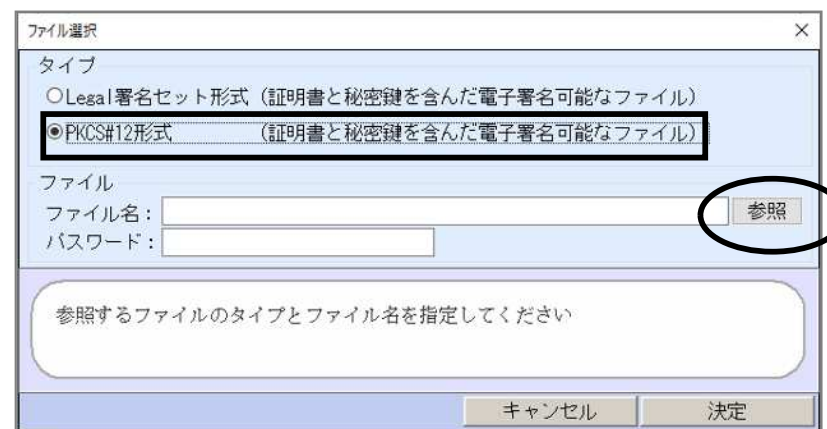
⑤署名プラグインソフト画面の[署名情報選択]をクリックします。



⑥[ファイル]を選択します。

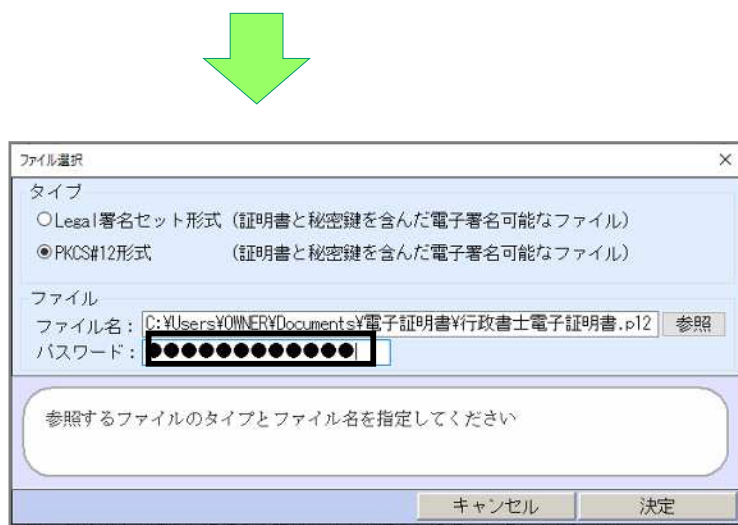


⑧電子証明書を保存した場所より、電子証明書を選択し、[開く]をクリックします。（例： 「行政書士電子証明書.p12」）



⑦ファイル選択画面で「PKCS#12形式」を選択し、[参照]をクリックします。

10. 『Acrobat DC、2020』での電子署名



⑨ PINコード（パスワード）を入力します。

※PINコードとは

セコムトラストシステムズ株式会社の電子証明書の場合、用紙に記載されたPINコードになります。

⑩ 氏名・署名理由を入力します。（任意）

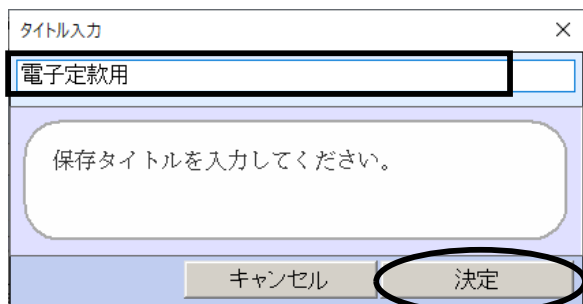


⑫ [入力情報を保存] ボタンをクリックします。
(1回目のみ)

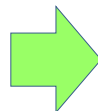


⑪ 署名イメージで[印影を作成]（もしくは登録している印影を選択）します。

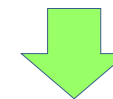
10. 『Acrobat DC、2020』での電子署名



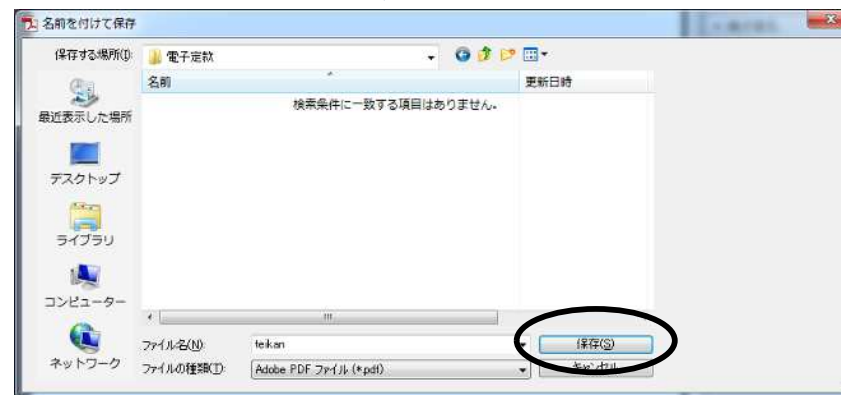
- ⑬タイトルを入力します。
次回からタイトルを選択することで入力を省略できます。



- ⑭電子署名をクリックします。



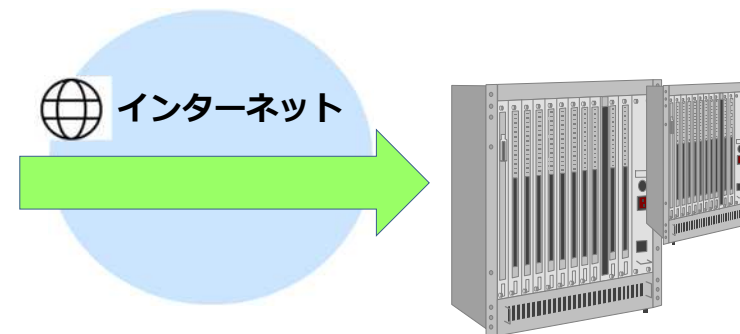
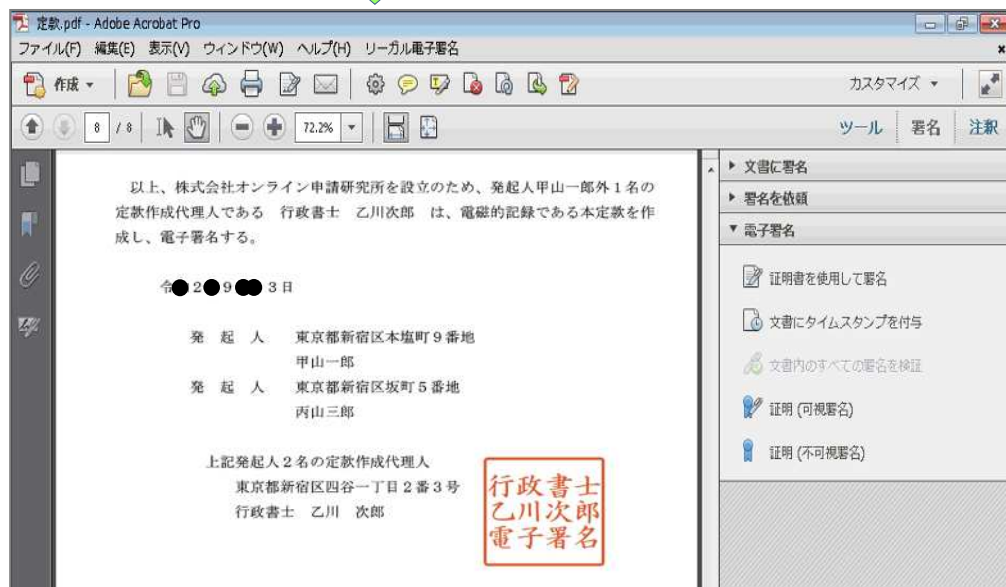
- ⑯保存後、署名の検証結果が自動表示されます。



- ⑰電子定款に名前をつけて保存します。(上書保存可)
※変更する場合は「9.(2)PDF文書へ変換」の注意事項に従い変更します。



10. 『Acrobat DC、2020』での電子署名



登記・供託オンライン申請システムで
指定公証人へ送信

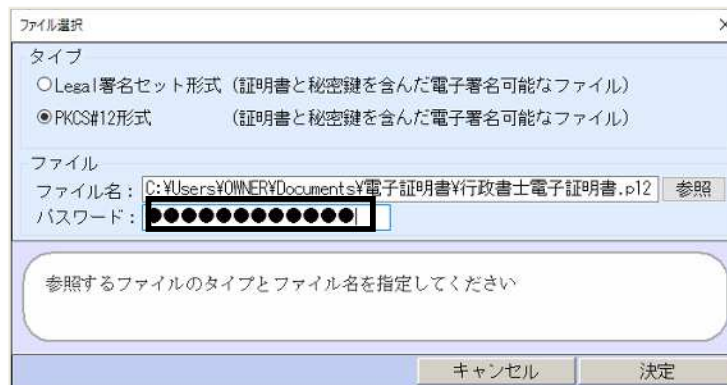
電子定款の完成です。

◆ 2回目以降、署名をする場合

P21④より



保存された署名情報を選択します。



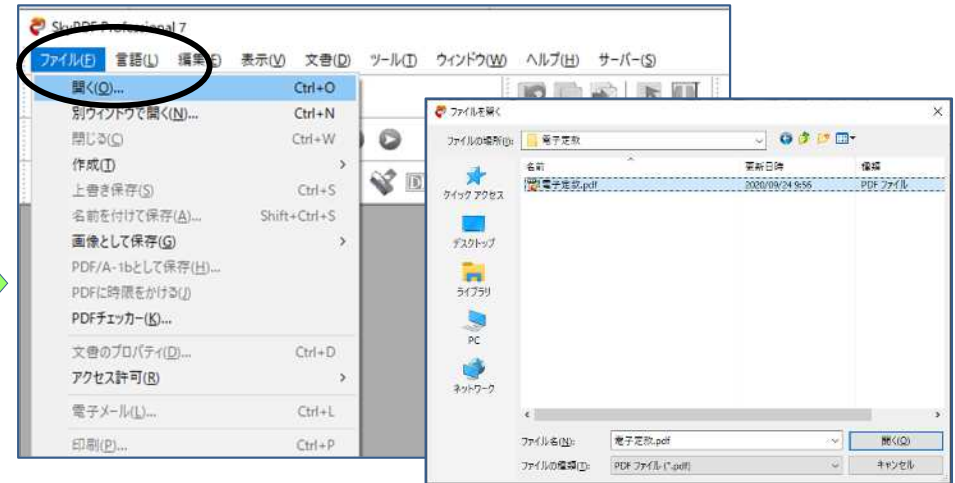
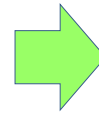
パスワードを入力します。

P24④以降の
手続きで署名
を行います。

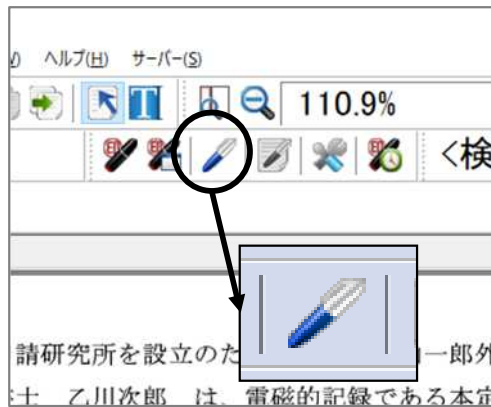
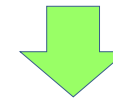
11. 『SkyPDF Professional 2016⁷ for Legal』での電子署名



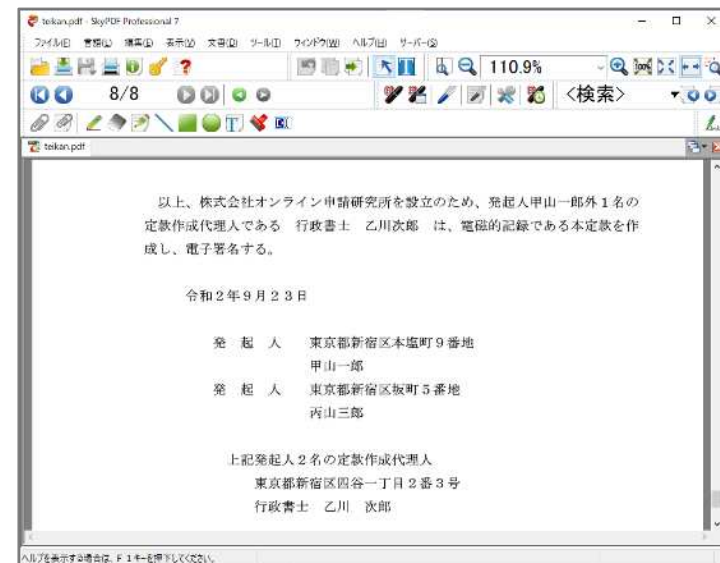
①SkyPDFのアイコンをダブルクリックします



②ファイル→開く→電子定款のファイルを選択します



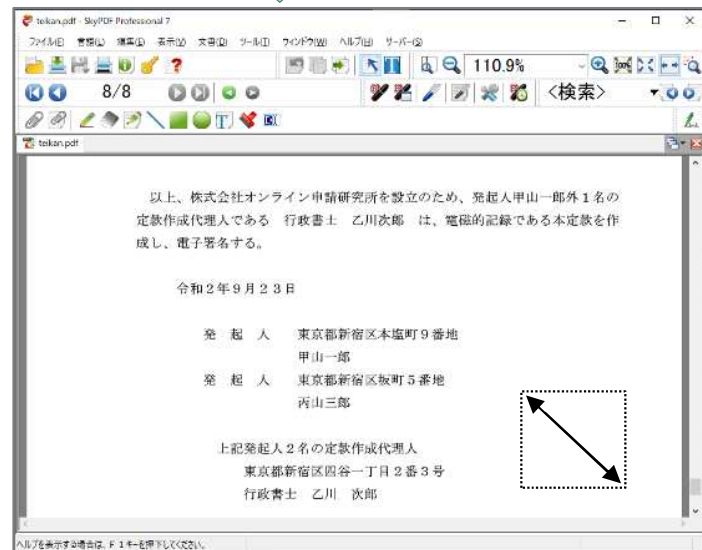
④上部メニューの署名アイコンを選択します



③PDF形式の定款が画面表示されます



11. 『SkyPDF Professional 2016₇ for Legal』での電子署名



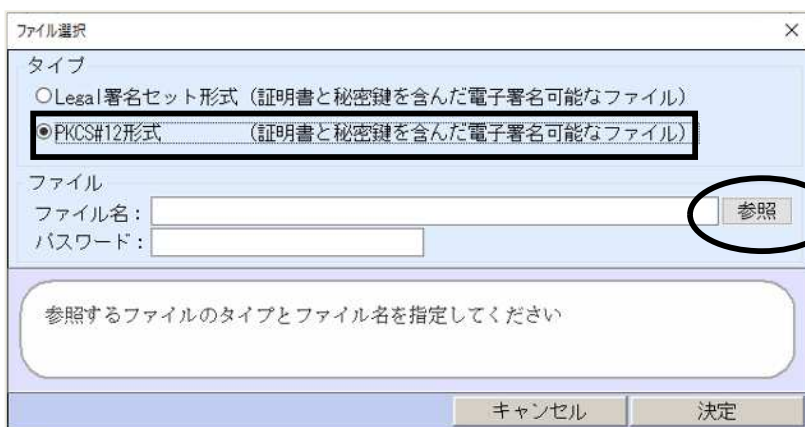
1回目

2回目以降
(P30下段
へ)

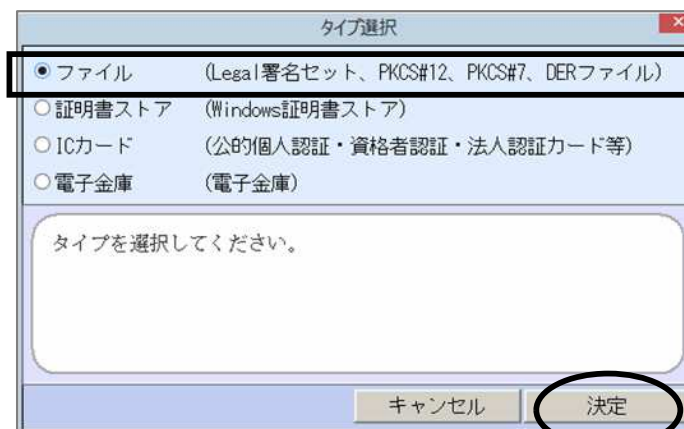
⑤印影イメージを表示する領域をマウスでドラッグして選択します。



⑥署名プラグインソフト画面の[署名情報選択]をクリックします。

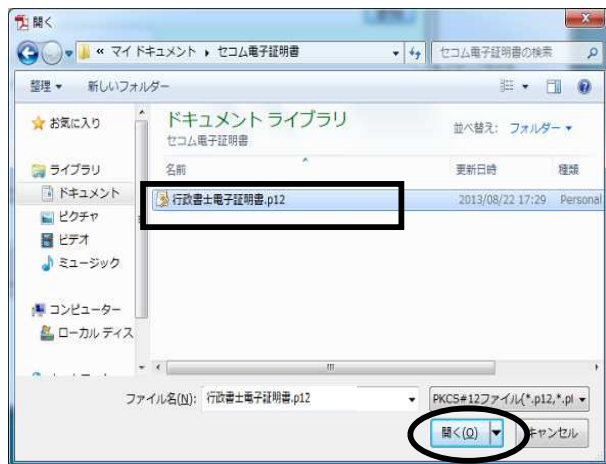


⑧ファイル選択画面で「PKCS#12形式」を選択し、[参照]をクリックします。

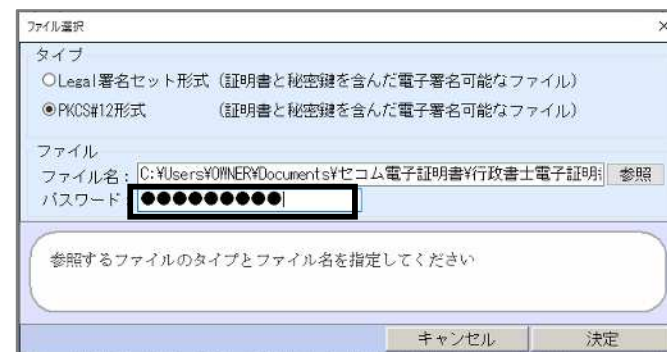
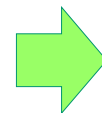


⑦[ファイル]を選択します。

11. 『SkyPDF Professional 2016 for Legal』での電子署名

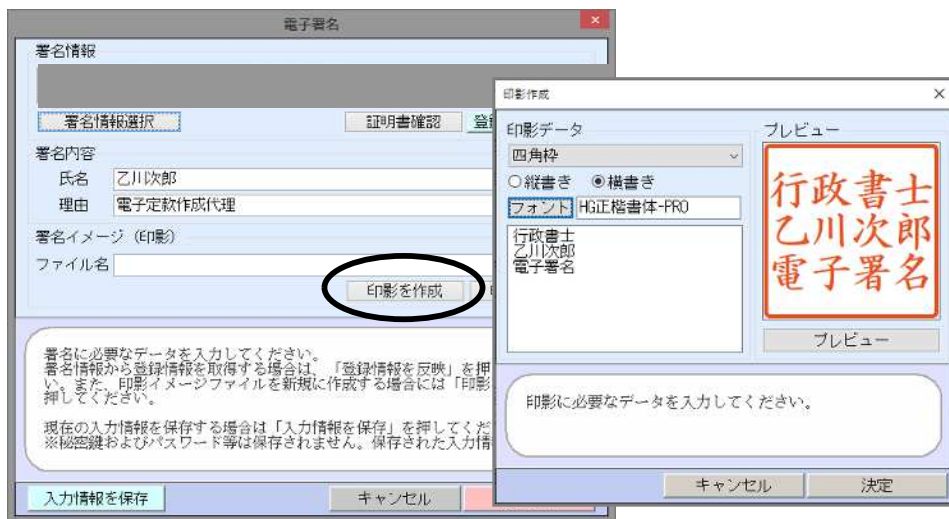


⑨電子証明書を保存した場所より、電子証明書を選択し、[開く]をクリックします。(例：「行政書士電子証明書.p12」)



⑩PINコード (パスワード) を入力します。

※PINコードとは
セコムトラストシステムズ株式会社の電子証明書の場合、用紙に記載されたPINコードになります。



⑫署名イメージで[印影を作成] (もしくは登録している印影を選択) します。



⑪氏名・署名理由を入力します。(任意)



11. 『SkyPDF Professional 2016⁷ for Legal』での電子署名

電子署名

署名情報

署名情報選択 証明書確認 登録情報を反映

署名内容

氏名 乙川次郎

理由 電子定款作成代理

署名イメージ (印影)

ファイル名 C:\Users\YOWNER\AppData\Local\Temp\inkantemp.jpg 選択

印影を作成 印影を確認

署名に必要なデータを入力してください。署名情報から登録情報を取得する場合は、「登録情報を反映」を押してください。また、印影イメージファイルを新規に作成する場合には「印影を作成」を押してください。

現在の入力情報を保存する場合は「入力情報を保存」を押してください。※秘密鍵およびパスワード等は保存されません。保存された入力情報は次回署名

入力情報を保存 キャンセル 電子署名

⑬ [入力情報を保存] ボタンをクリックします。

名前をつけて保存

保存する場所(D): 定款

名前: オンライン申請研究所電子定款.pdf

ファイルの種類(T): PDFファイル (*.pdf)

保存(S)

⑭ 電子定款に名前をつけて保存します。(上書保存可)
※変更する場合は「9.(2)PDF変換」の注意事項に従い変更します。

タイトル入力

電子定款用

保存タイトルを入力してください。

キャンセル 決定

⑮ タイトルを入力します。
次回からタイトルを選択することで入力を省略できます。

電子署名

署名情報

株式会社リーガル・NET 代表取締役 大塚至正
シリアル番号(10進数): 2014210000015123 有効期限: 2017年03月15日 23時59

署名情報選択 証明書確認 登録情報を反映

署名内容

氏名 乙川次郎

理由 電子定款作成代理

署名イメージ (印影)

ファイル名 C:\Users\YOWNER\AppData\Local\Temp\inkantemp.jpg 選択

印影を作成 印影を確認

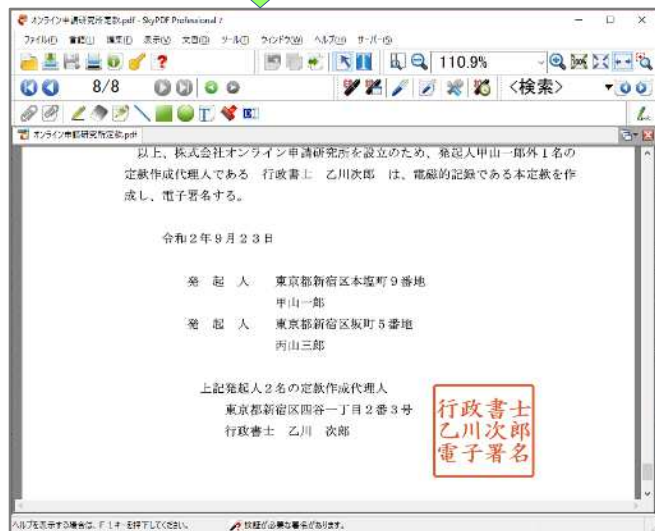
署名に必要なデータを入力してください。署名情報から登録情報を取得する場合は、「登録情報を反映」を押してください。また、印影イメージファイルを新規に作成する場合には「印影を作成」を押してください。

現在の入力情報を保存する場合は「入力情報を保存」を押してください。※秘密鍵およびパスワード等は保存されません。保存された入力情報は次回署名

入力情報を保存 キャンセル 電子署名

⑯ [電子署名] ボタンをクリックします。

11. 『SkyPDF Professional 2016 for Legal』での電子署名



電子定款の完成です。



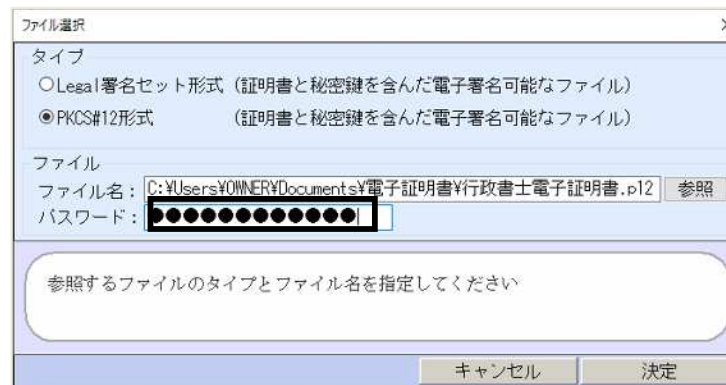
登記・供託オンライン
申請システムで
指定公証人へ送信

◆ 2回目以降、署名をする場合

P27⑤より



保存された署名情報を選択します。



PINコード（パスワード）を入力します。

P29⑤以降の手
続きで署名
を行います。

12. 定款作成時の注意事項

ところで、契印、捨て印って必要なの???

紙の定款の場合は複数枚にわたる際に契印をしたり、あとから修正があっても大丈夫なように捨て印を押しますが、電子署名の場合も必要なんでしょうか？

電子署名は電子情報全体に対して署名をかけるので、どこに署名したとしても同一人の署名は一文書に一箇所です。また、電子署名を施すと誰が署名したか、また電子署名以降電子文書が改ざんされていないかどうかの検出ができます。

これは同時に言えば、捨て印を押して修正をすると電子的には「改ざん」とみなされます。

つまり、契印は不要、捨て印は不可なのです。

という訳で、電子定款では電子署名後の修正はできないことにご注意ください。

13. 委任状の作成

委任状の記載文例（一例）

委 任 状

東京都新宿区四谷一丁目2番3号
行政書士 乙川 次郎

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 株式会社オンライン申請研究所の設立に際し、電磁的記録であるその原始定款の作成、認証の請求、電子定款受領に関する一切の件

1. 原始定款の内容は別紙のとおり

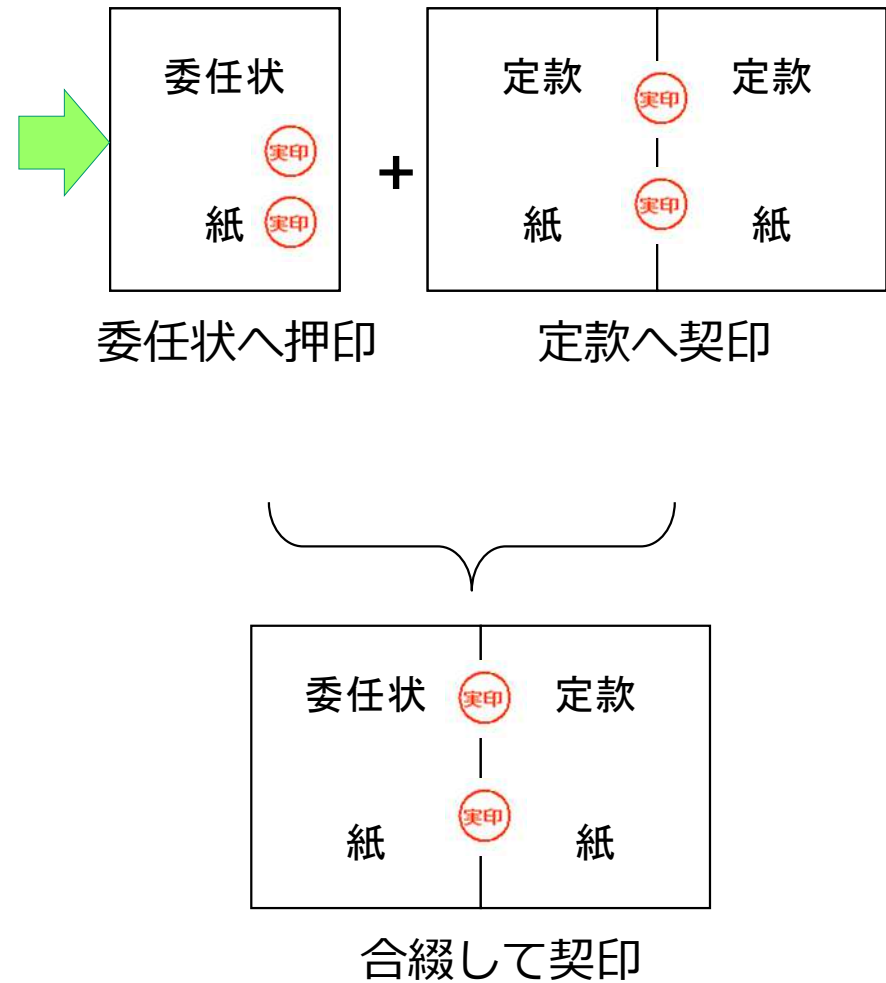
1. 電磁的記録の保存、同一情報の提供（謄本）の交付請求及び受領に関する一切の件

令和●●年●●月●●日

株式会社オンライン申請研究所

発 起 人 東京都新宿区本塩町9番地 **実印**
甲山一郎

発 起 人 東京都新宿区坂町5番地 **実印** 紙
丙山三郎



※「復代理人選任の許諾」に関する記載が必要な場合もありますので、指定公証人にご確認ください。

14. 申請用総合ソフトを利用した電子定款オンライン認証嘱託

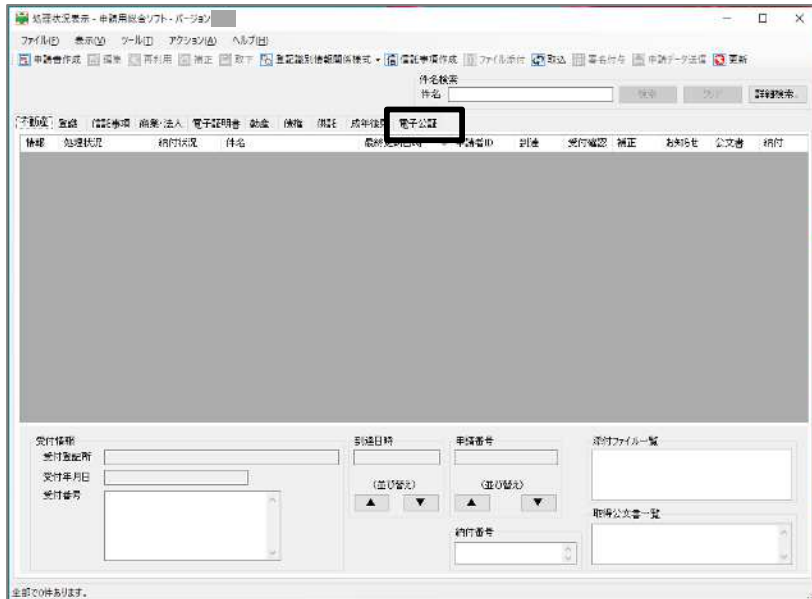
～ 申請用総合ソフトの操作方法



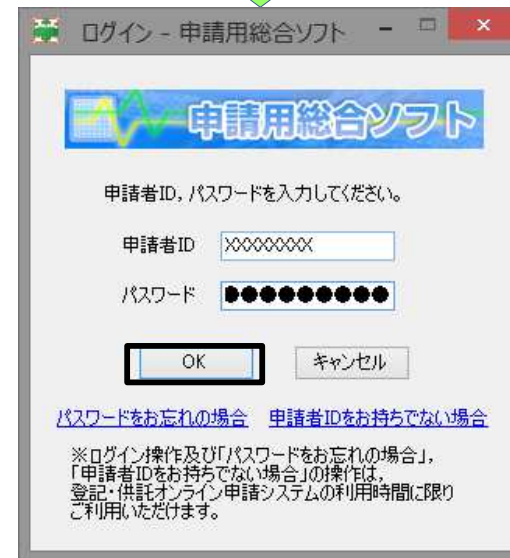
① 申請用総合ソフトを起動します。



② 新しいバージョンの申請用総合ソフトが利用可能なメッセージが表示された場合、メッセージに従いバージョンアップを行います。



④ 「電子公証」タブを選択します。

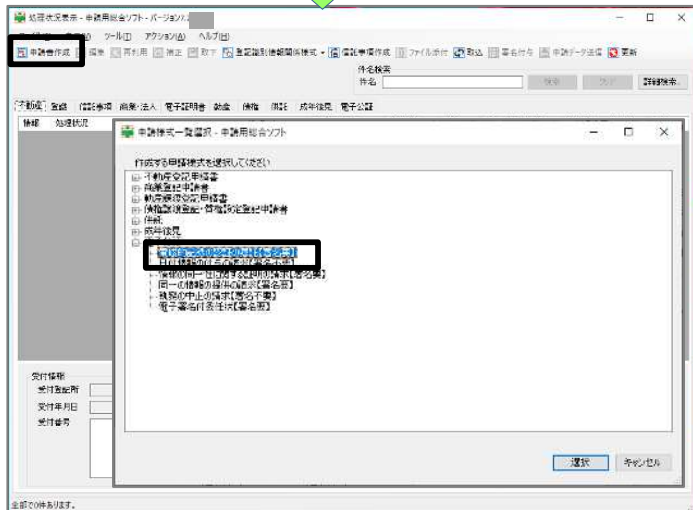


③ 申請者ID及びパスワードを入力し、「OK」ボタンをクリックします。

※送信の必要がない場合は、「キャンセル」をクリックしてオフラインで起動することも可能です。

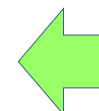
14. 申請用総合ソフトを利用した電子定款オンライン認証嘱託

～ 申請用総合ソフトの操作方法



- ⑥ 件名、申請区分（定款認証のみまたは設立同時申請のどちらかを選択）、嘱託人氏名、読み、実質的支配者、読み及び指定公証人情報を入力・指定します。
 ※ここでは定款認証のみの申請の流れでご説明します。

- ⑤ 「申請書作成」を押し、書式一覧から「電磁的記録の認証の嘱託」を選択します。



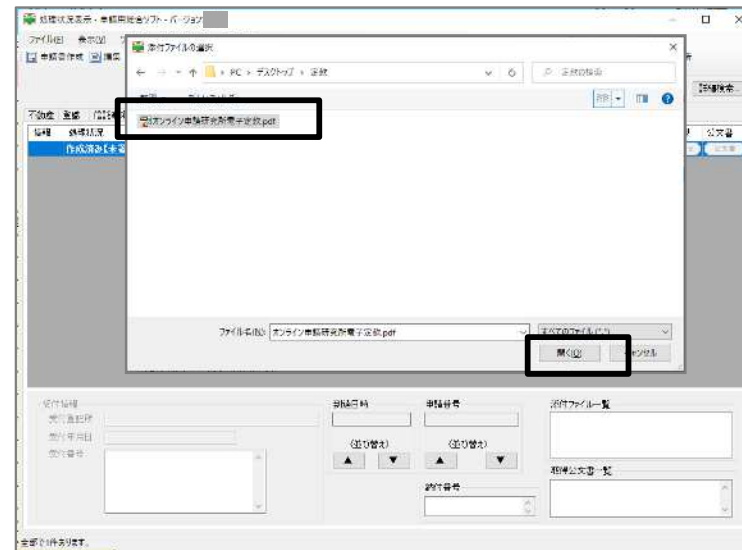
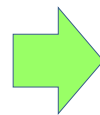
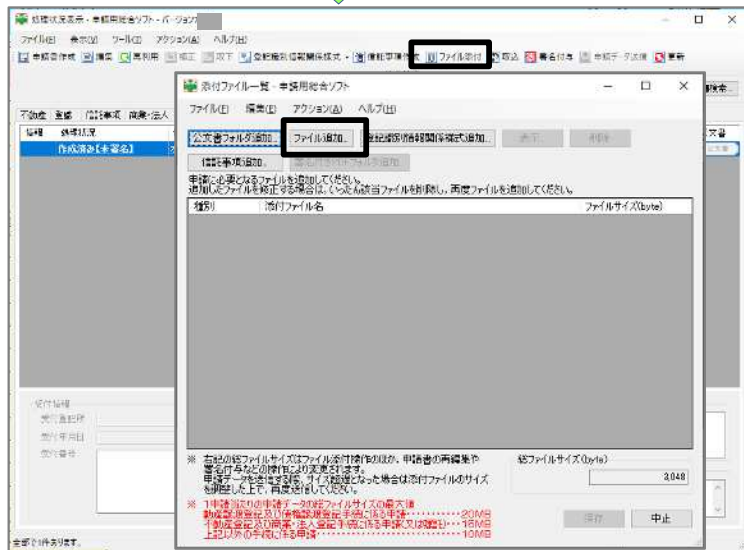
- ⑧ 「完了」ボタンを押して情報を保存します。

- ⑦ 「公証役場で文書を保存」のチェックは必ずさないでください（書面謄本が取れなくなるため）。



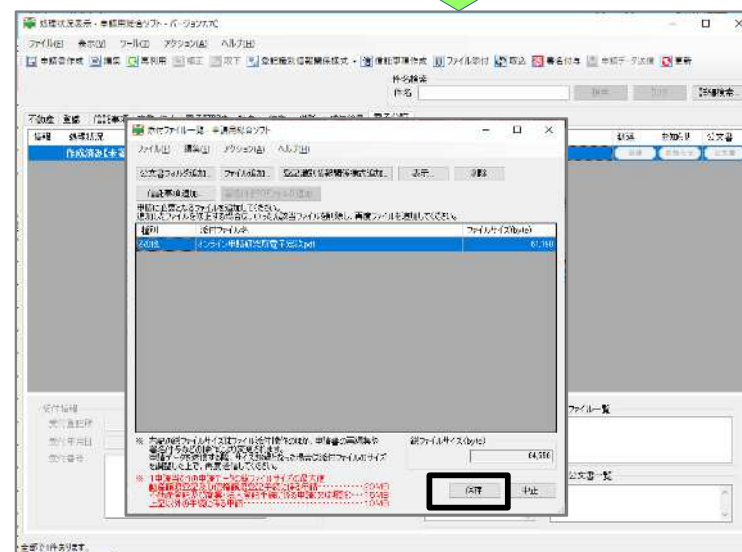
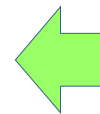
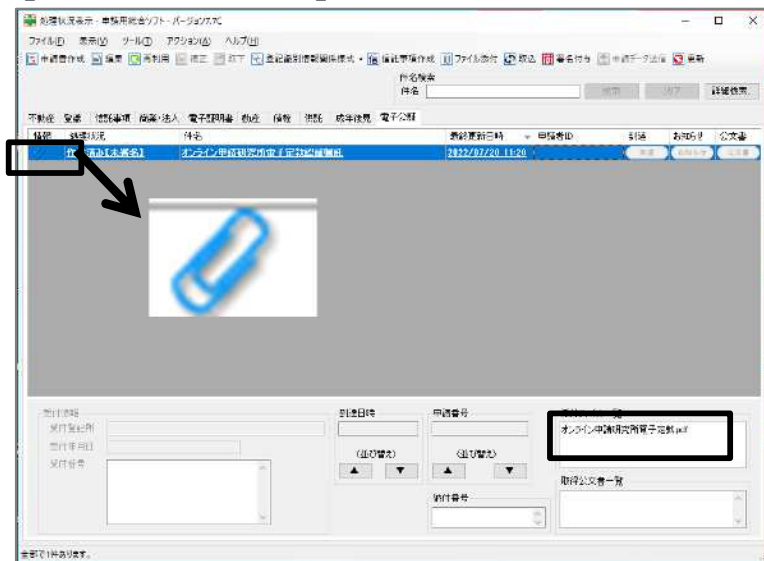
14. 申請用総合ソフトを利用した電子定款オンライン認証嘱託

～ 申請用総合ソフトの操作方法



⑨ 作成した電磁的記録の認証の嘱託を選択し、「ファイル添付」→「ファイル追加」ボタンを押します。

⑩ 署名済の電子定款を選択します。



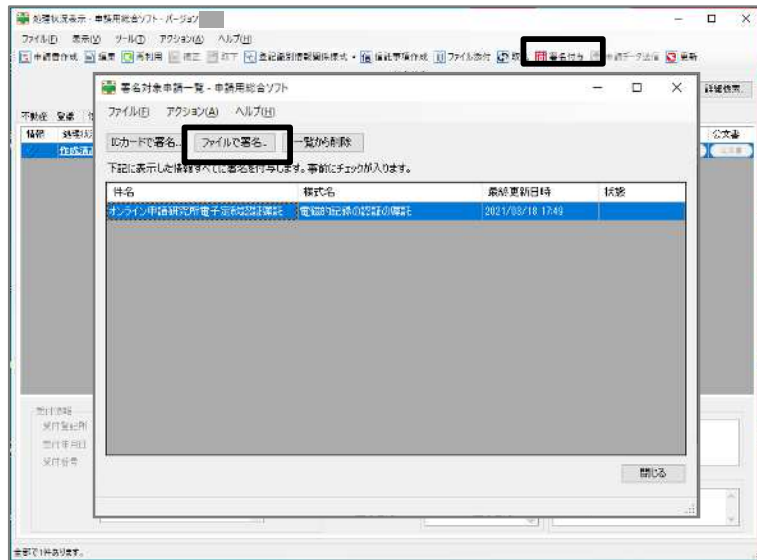
⑪ ファイルが添付されると行の頭部にクリップマークが表示されます。

⑫ 「保存」を押して、電子定款を添付します。

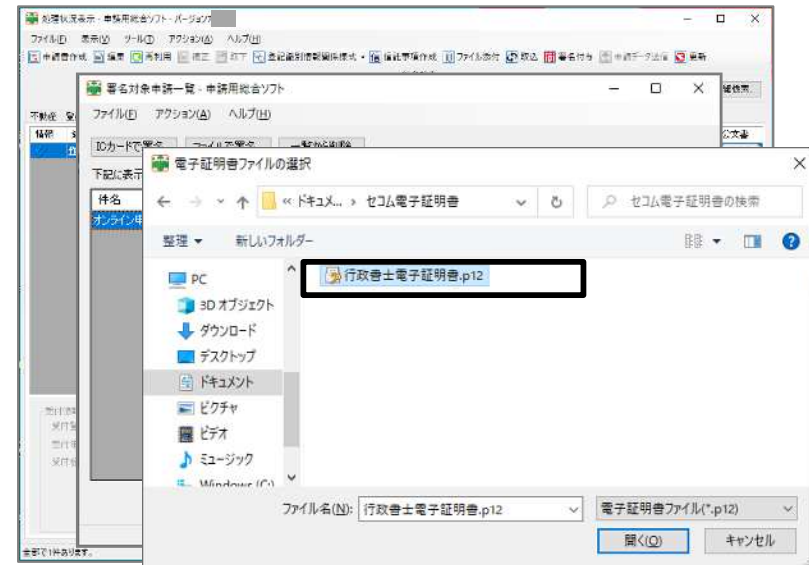


14. 申請用総合ソフトを利用した電子定款オンライン認証嘱託

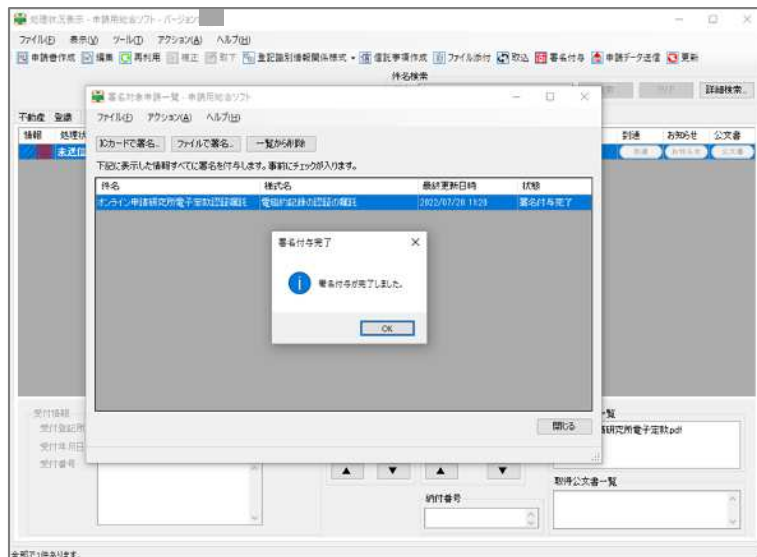
～ 申請用総合ソフトの操作方法



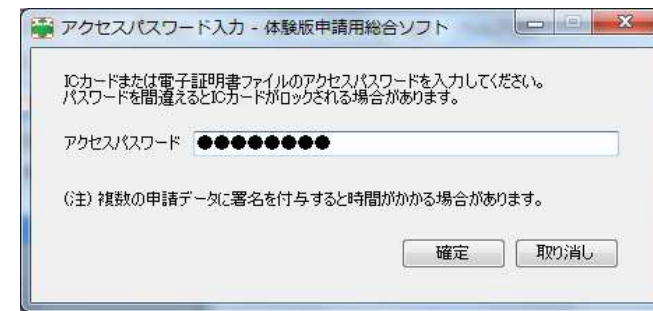
⑬ 「署名付与」→「ファイルで署名」を選択します。



⑭ 任意で保存された電子証明書を選択します。



⑮ 申請情報のセットに署名が完了しました。

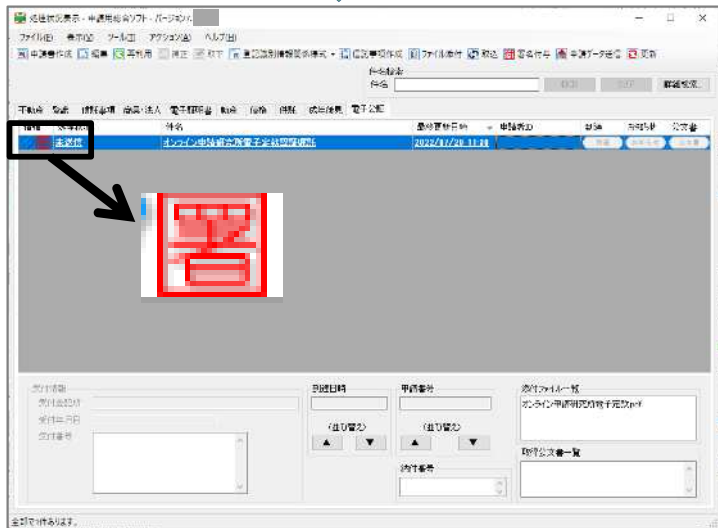


⑯ PINコード（アクセスパスワード）を入力し、確定を押します。

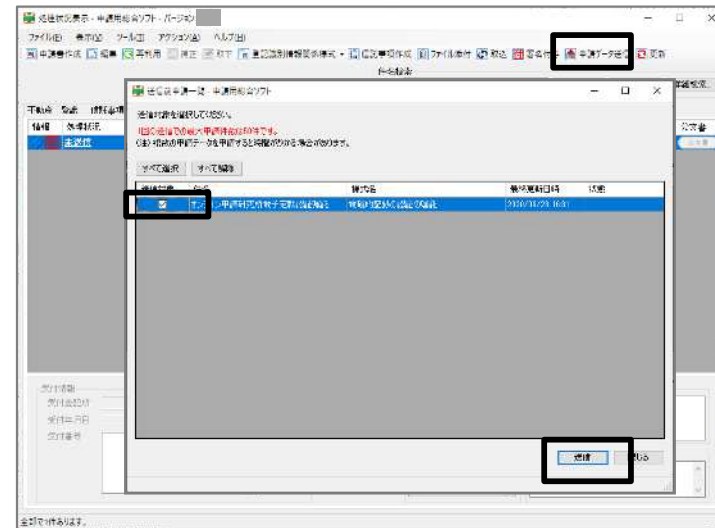
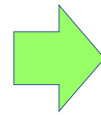


14. 申請用総合ソフトを利用した電子定款オンライン認証嘱託

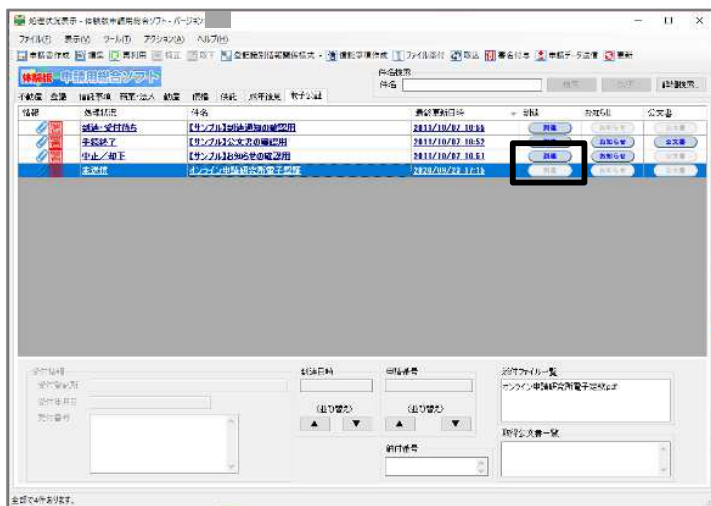
～ 申請用総合ソフトの操作方法



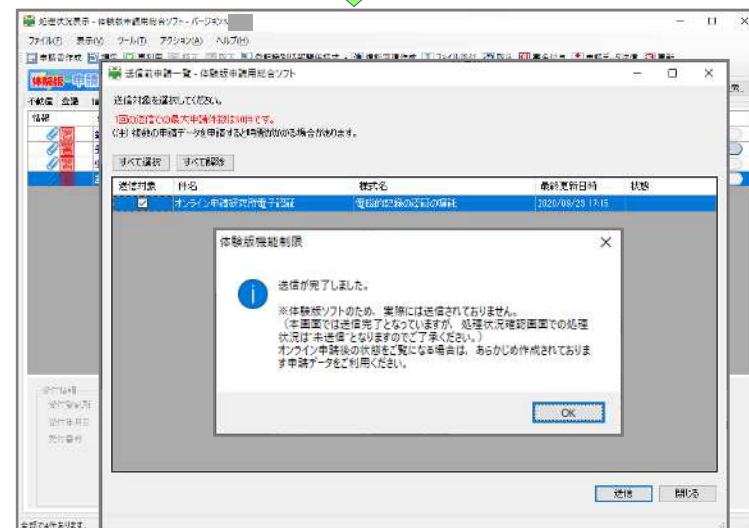
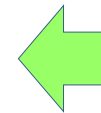
⑰ 署名が完了すると行の頭部に赤い「署」のマークが表示されます。



⑱ 「申請データ送信」を押し、送信対象情報にチェックを入れ、「送信」ボタンを押します。

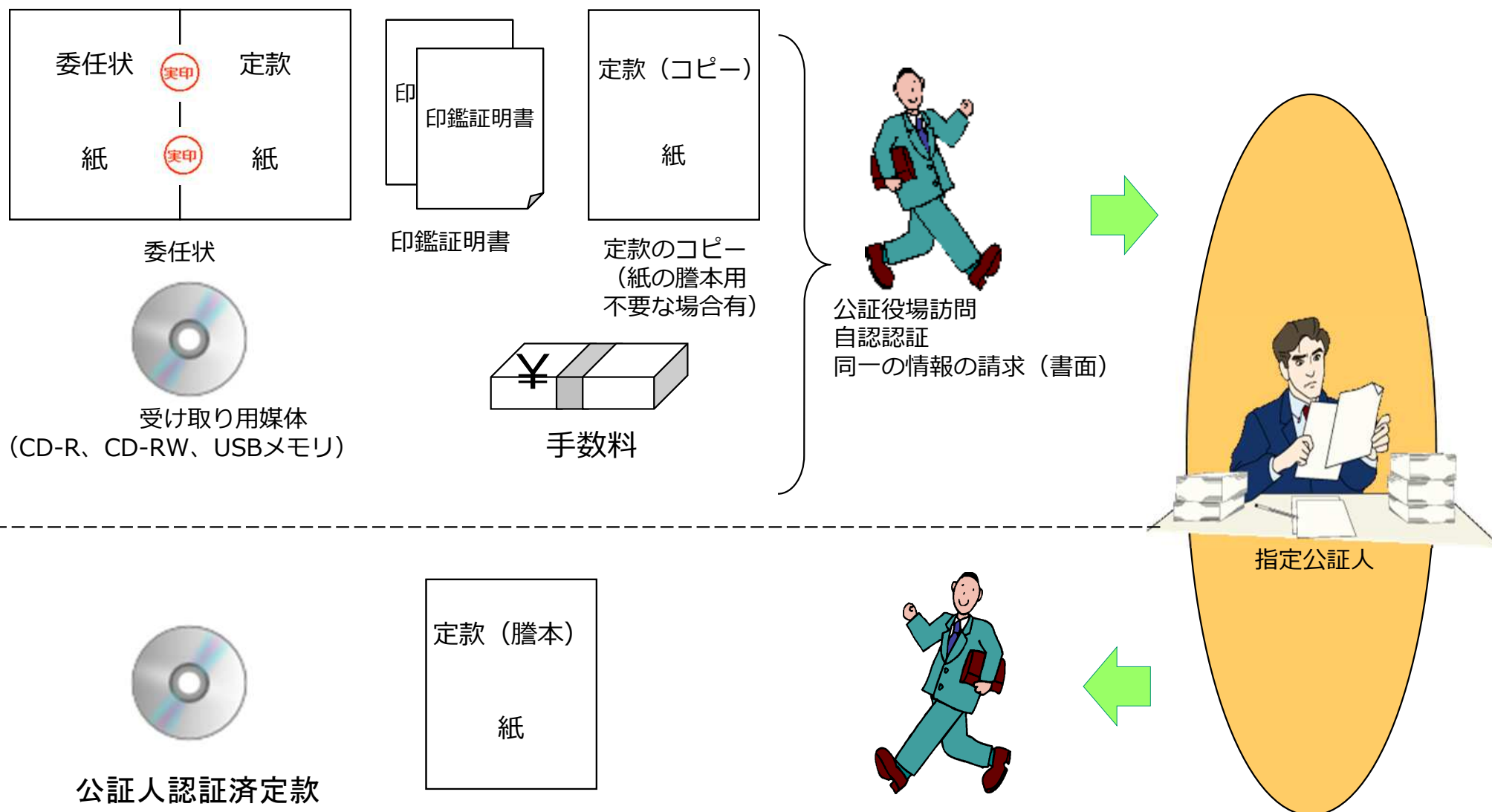


⑳ 登記・供託オンライン申請システムに到達すると「到達」ボタンを押して申請番号等を確認します。



㉑ 送信完了です。

15. 公証役場へ訪問



電子定款の認証と同時に紙の同一の情報の提供を請求する場合「のみ」、公証役場で謄本の請求が可能です。認証と同時で無い場合はオンラインで請求します。

同一の情報の提供 (紙の謄本) の請求については公証役場備え付けの申請書を利用できる場合もあります。作成される際は請求本文のほか設立予定会社名 (もしくは登録管理番号)、部数、請求者の記名・ (押印) が必要です。

16. 手数料

定款印紙	0円
定款認証手数料	30,000円(株式会社又は特定目的会社であって、 資本金の額等が100万円未満の場合) 40,000円(株式会社又は特定目的会社であって、 資本金の額等が100万円以上300万円 未満の場合) 50,000円(その他の場合)
電磁的記録の保存	300円
同一の情報の提供 謄本(紙ベース)	700円+(20円×紙枚数)

電子定款では紙の定款に必要な印紙税40,000円は必要ありません。

17. 認証済定款の内容確認と署名検証

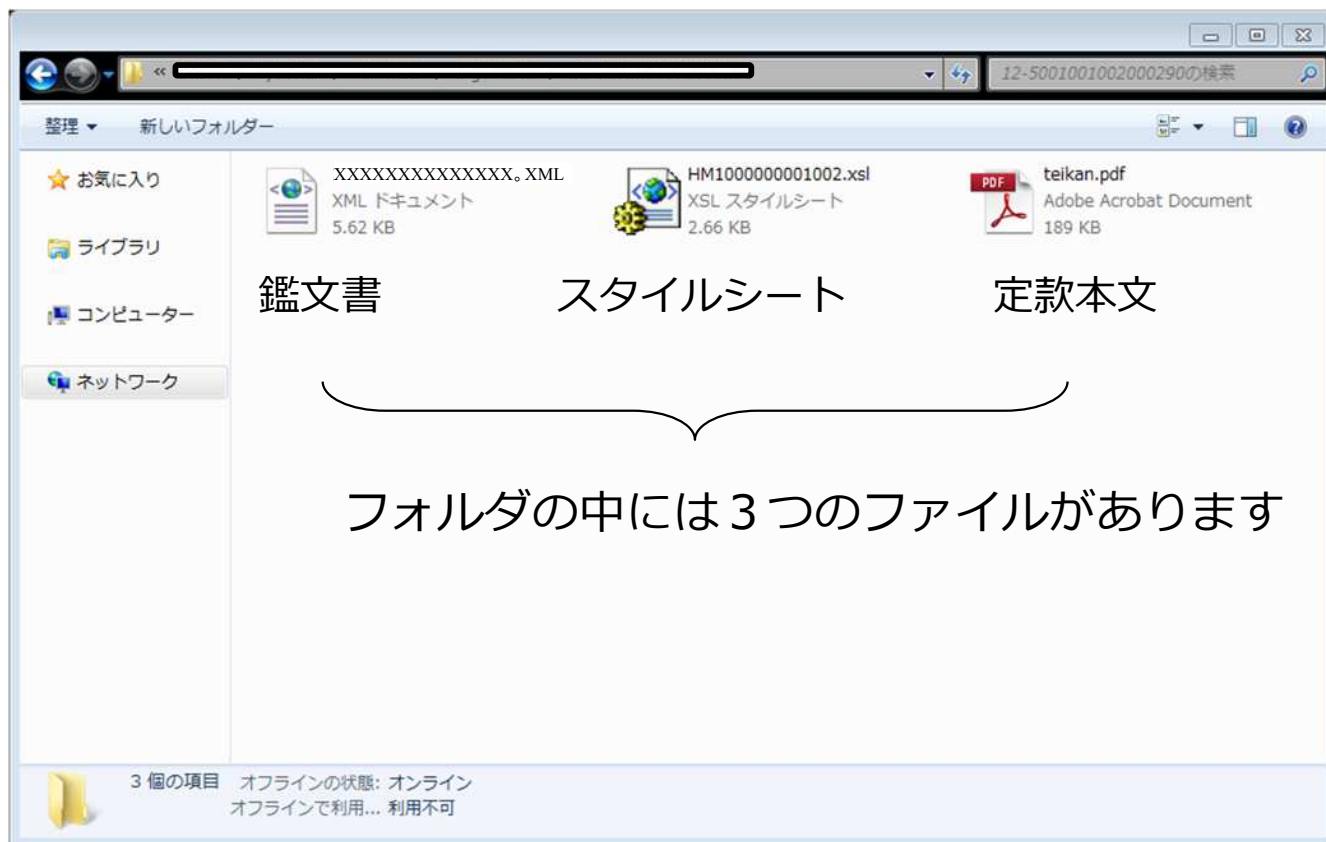
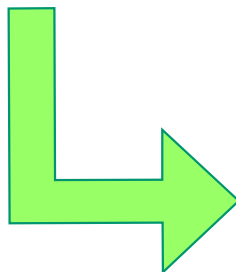
(1) 内容確認



公証人認証済定款



ダブルクリック

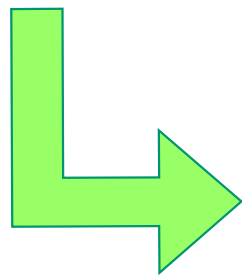


17. 認証済定款の内容確認と署名検証

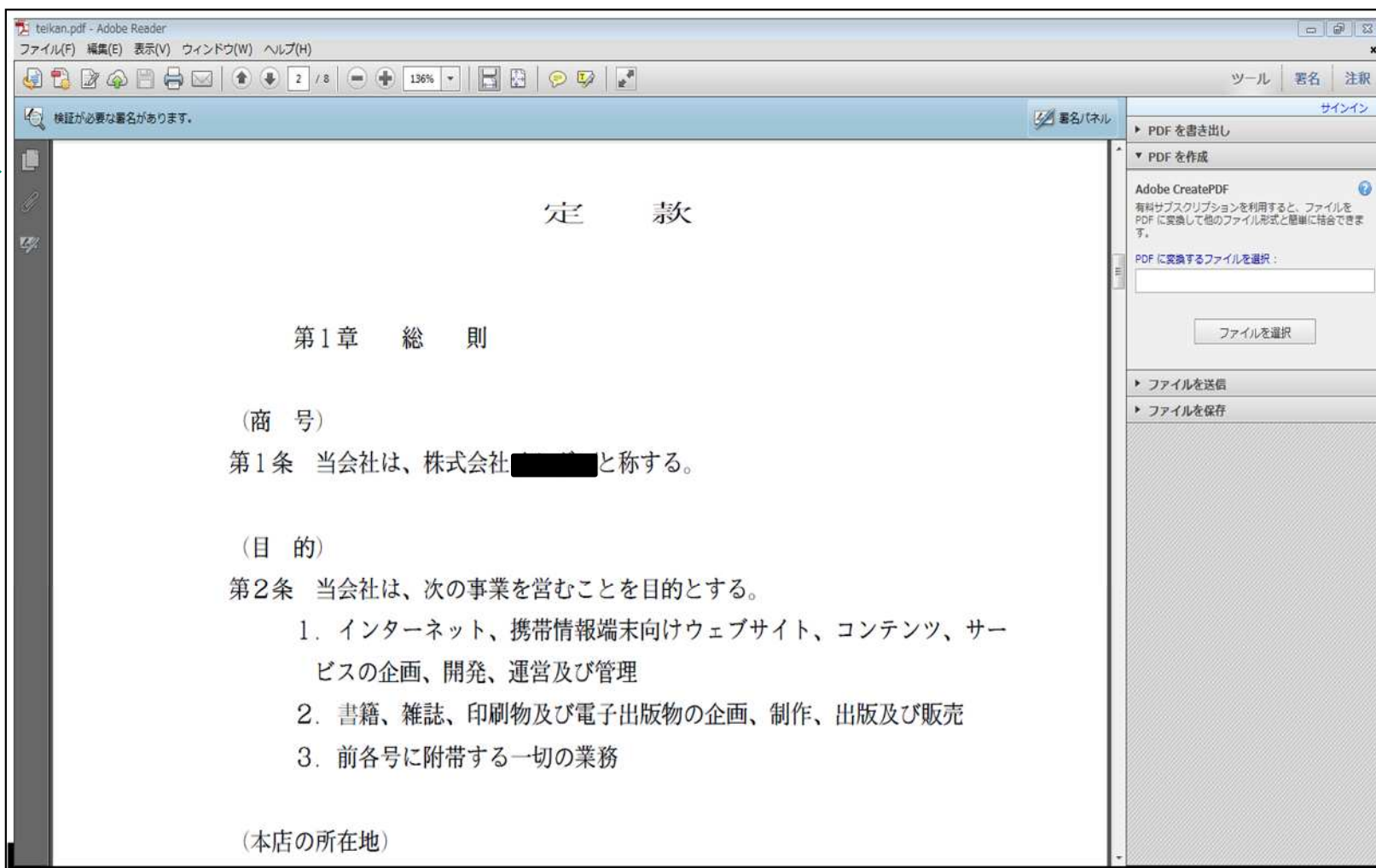
(1) 内容確認



定款本文（嘱託時の定款）



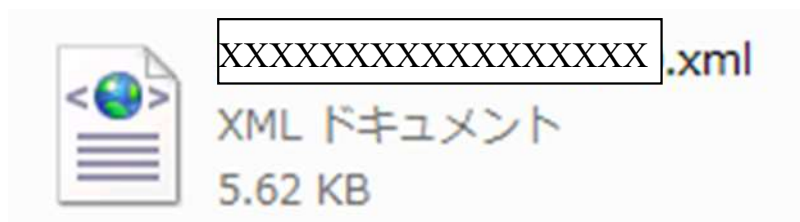
ダブルクリック



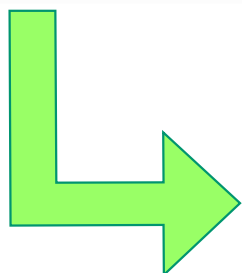
Adobe Reader で内容確認できます

17. 認証済定款の内容確認と署名検証

(1) 内容確認

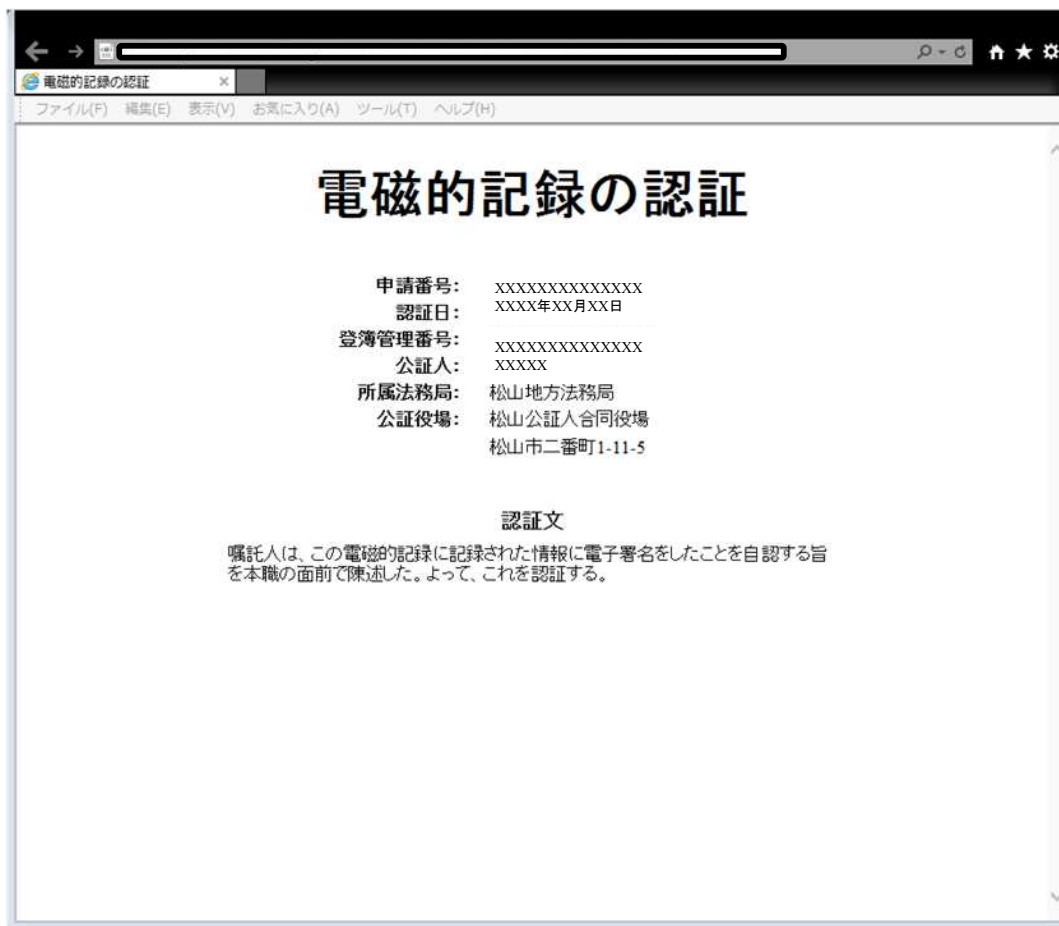


鑑文書（認証文）



ダブルクリック

※Windows11の場合
MS EdgeのIEモードで開いてください。



インターネットのブラウザー(IEモード)で
内容が確認できます。

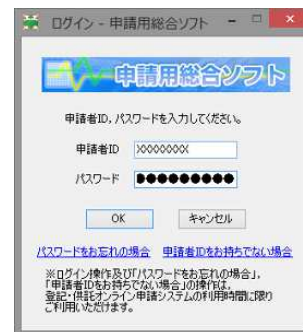
17. 認証済定款の内容確認と署名検証

(2) 電子署名検証と電子証明書検証

鑑文書（認証文+公証人電子署名）



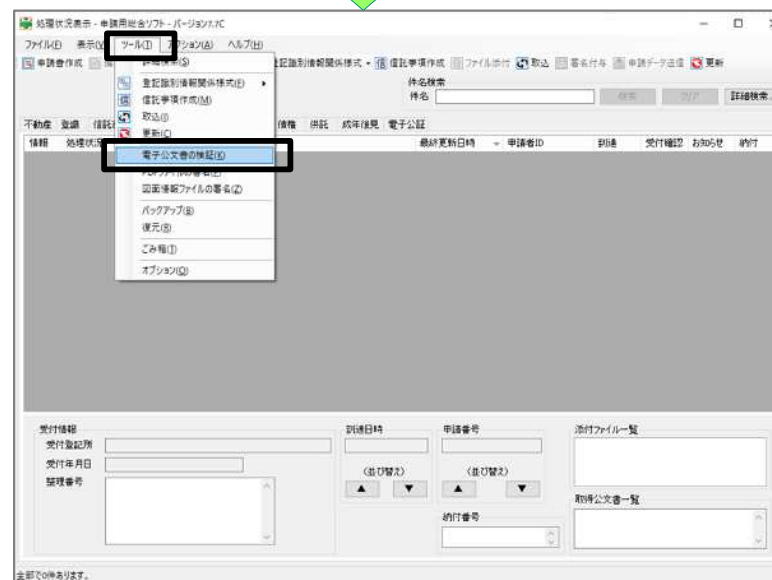
① 申請用総合ソフトを起動します。



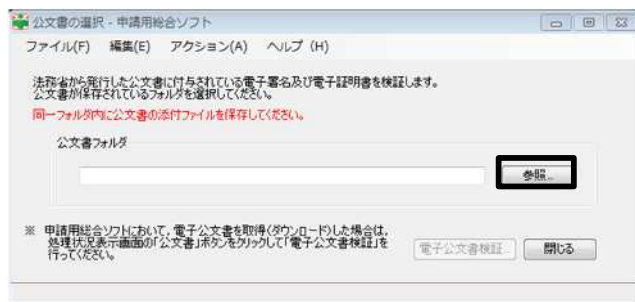
【注意】

公文書の検証が行えるのは、登記・供託オンライン申請システムが利用可能な時間帯のみです。（利用時間：月曜日から金曜日までの8時30分から21時まで。国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

② 申請者ID及びパスワードを入力し、「OK」をクリックします。
※公文書の検証はオンラインで起動する必要があります。（オフライン不可）



③ 「ツール」→「電子公文書の検証」をクリックします。

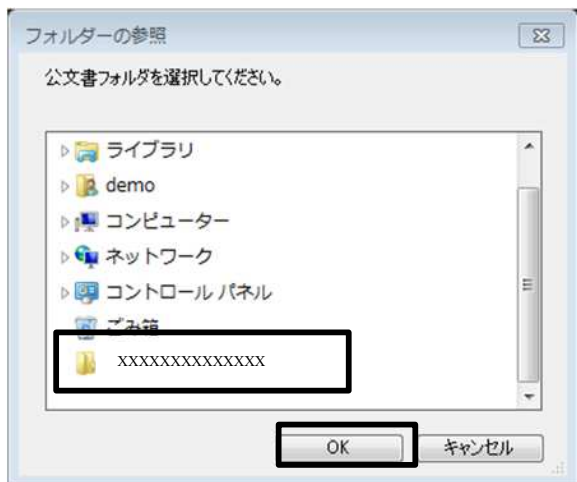


④ 「参照」をクリックします。

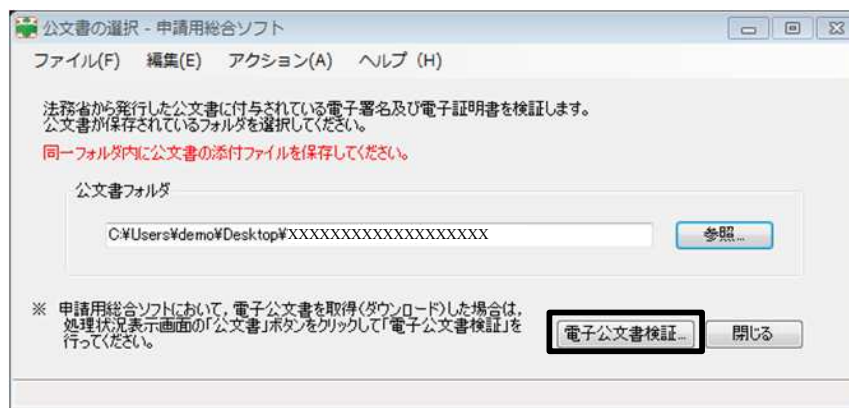
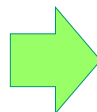


17. 認証済定款の内容確認と署名検証

(2) 電子署名検証と電子証明書検証



⑤ 「認証済定款」のフォルダを選択後、OKをクリックします



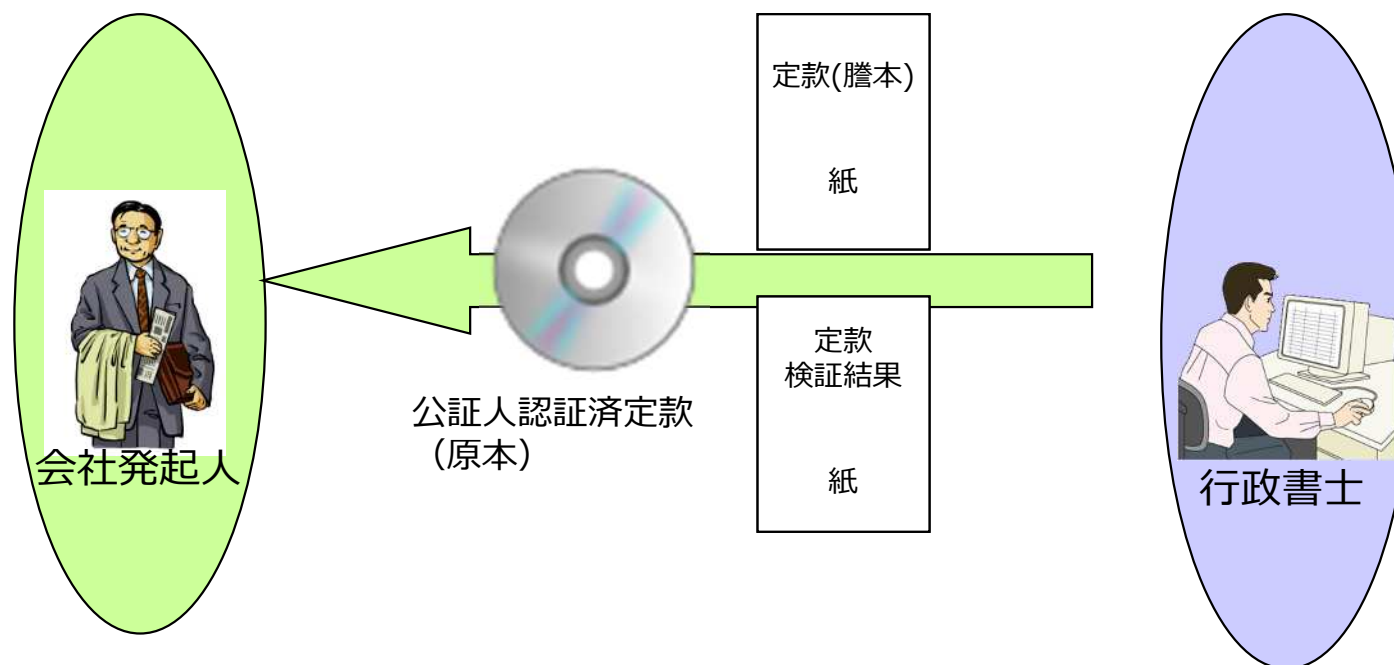
⑥ 「電子公文書検証」をクリックします



⑦ 電子署名検証結果と電子証明書検証結果が表示されます。「印刷」をクリックするとプリントアウトできます。

18. 顧客への引き渡し

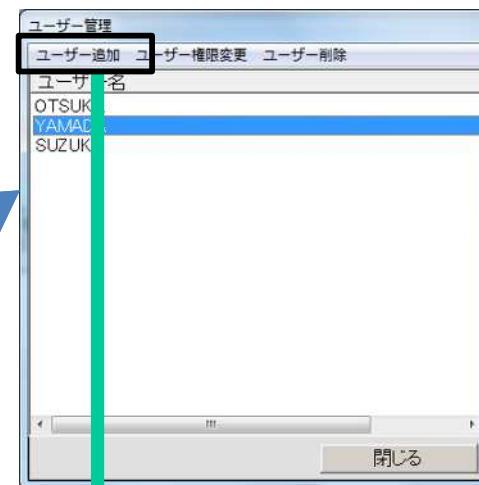
お客様へ電子定款をお渡しする際は、原本のファイルが格納されたCD-R等の他、定款の謄本、定款検証結果（プリントアウト）などをお渡しします。



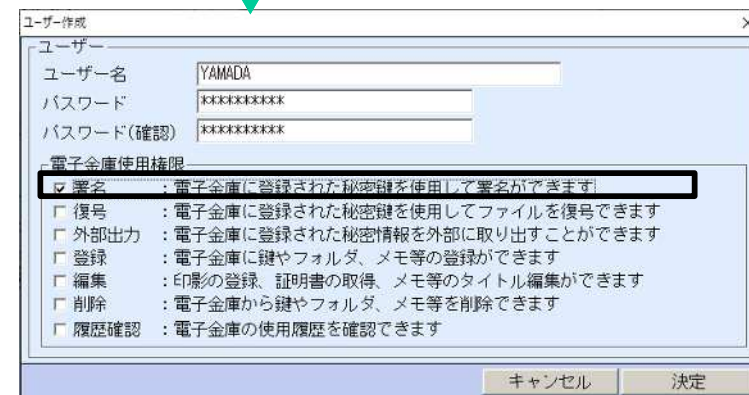
19. 電子認証キットの電子金庫を利用した電子署名（ご参考）

【電子金庫を利用するメリット】

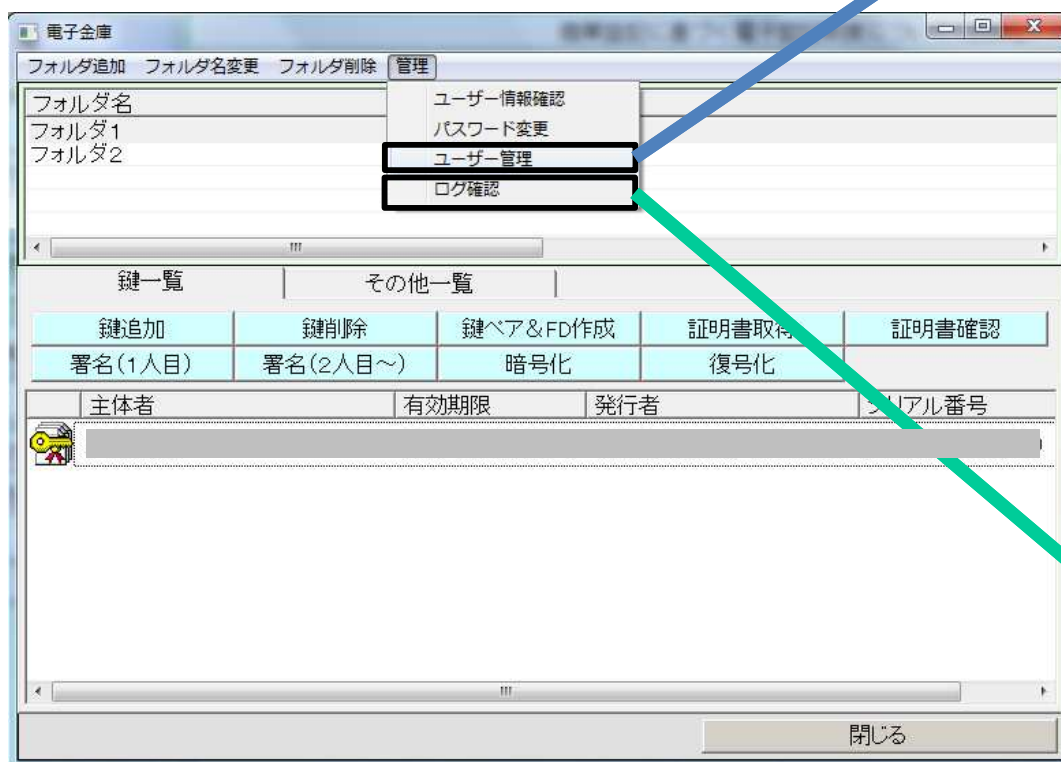
メリット	
1	電子証明書を暗号化して保存します。
2	電子金庫利用者を登録し、電子証明書の利用権限を制限できます。
3	電子証明書を利用した記録が全て残ります。
4	複数資格者の電子証明書も同一金庫で管理し、使用時に切り替えてご利用いただけます。
5	定款への電子署名時に電子金庫が利用できます。



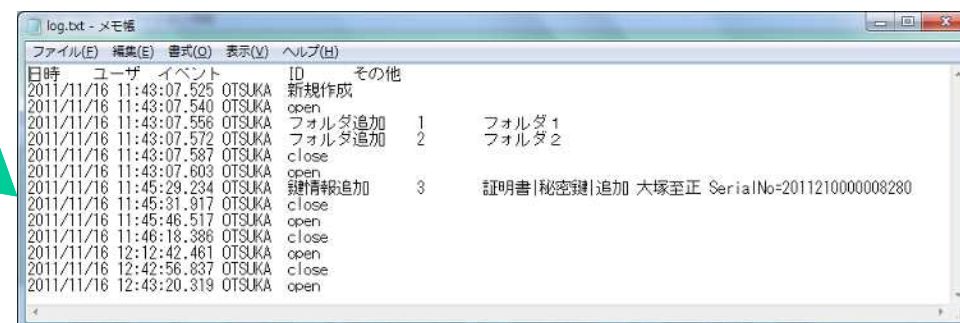
利用者一覧



先生は電子証明書の利用権限を利用者ごとに設定することができます（例：電子署名のみ許可）。



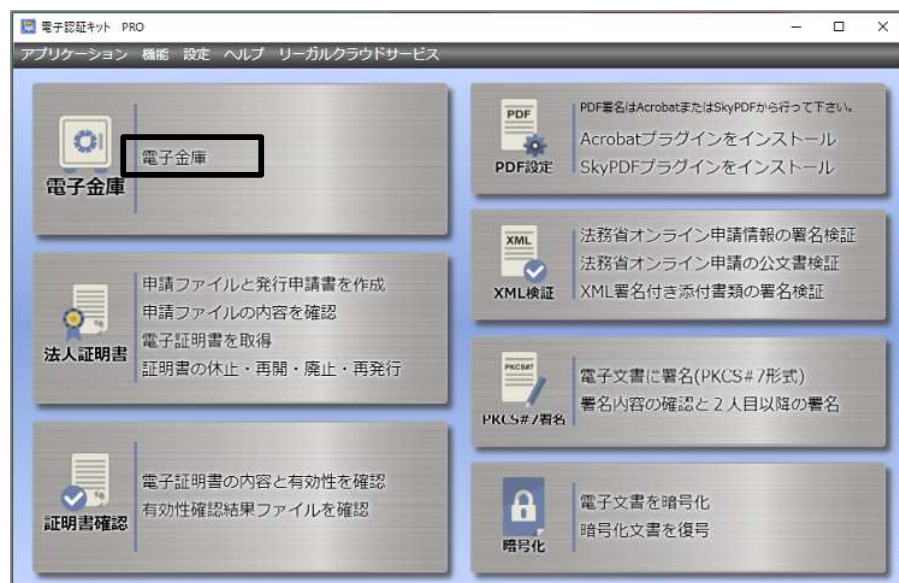
電子金庫には各種管理機能が装備されています。



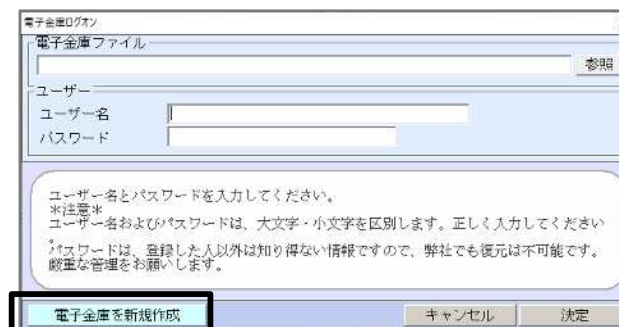
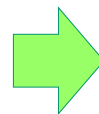
電子証明書の利用履歴が全て記録されます（例：誰がいつなにをしたか）。

電子金庫を利用した電子署名手順

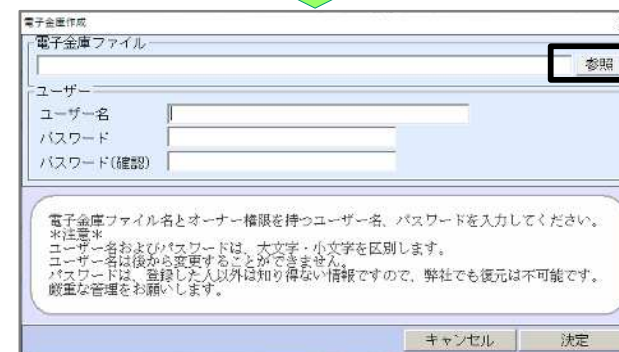
【事前作業（初回のみ）】



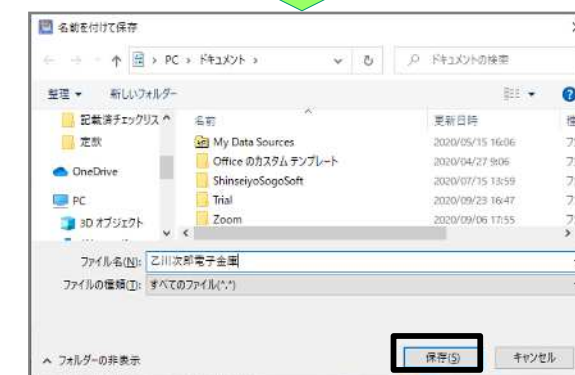
① 電子認証キットのメインメニューで電子金庫ボタンを押します。



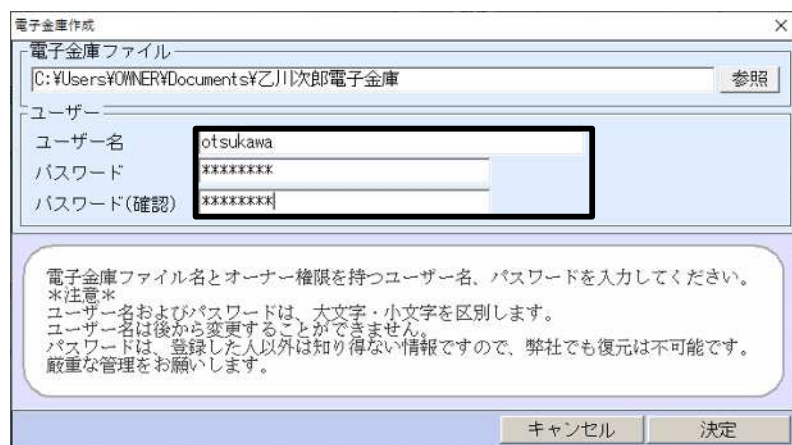
② 初めての場合は新規作成ボタンを押します。



③ 適宜金庫の名称を付けて、保存場所を決めます。



④ 適宜の場所に保存します。USBメモリなどに保存することもできます。

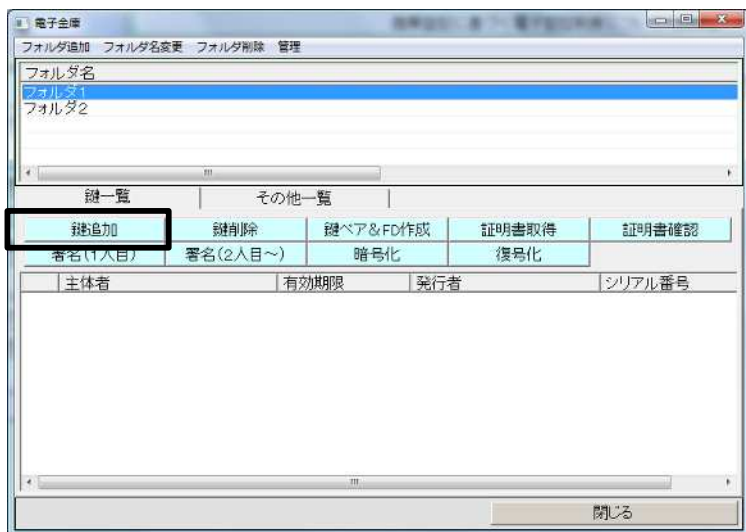


⑤ 管理者権限のある利用者のユーザー名とパスワードを設定します。



電子金庫を利用した電子署名手順

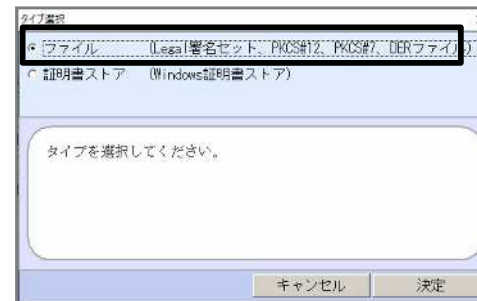
【事前作業（初回のみ）】



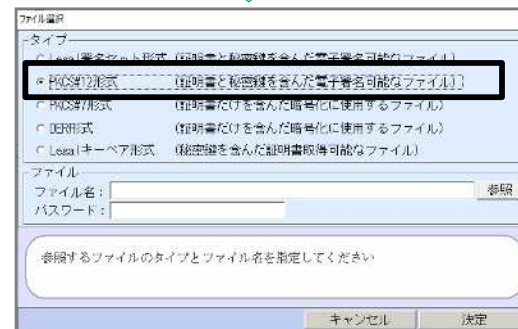
⑥ 電子金庫が作成されましたので、引き続き「鍵追加」ボタンを押して、電子証明書を金庫に入れます。



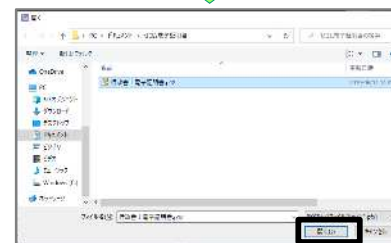
⑪ 以上で電子金庫に電子証明書が暗号化して格納されました。



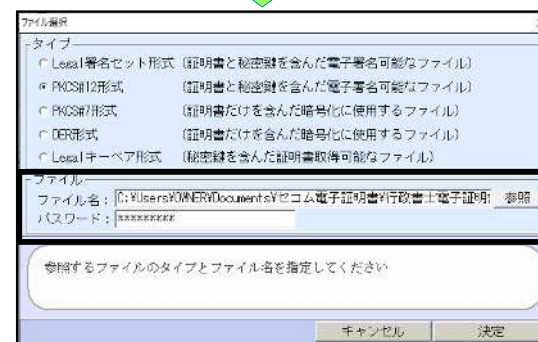
⑦ 「ファイル」を選択します。



⑧ 続いてPKCS#12形式を選択します。



⑨ ダウンロードした電子証明書を選択します。



⑩ PINコード（パスワード）を入力します。

電子金庫を利用した電子署名手順

【PDF文書への署名の手順】

①「署名情報選択」ボタンを押します。

②電子金庫を選択します。

③金庫利用者（ユーザー名）とパスワードを入力します。

⑥署名情報が選択されました。
※後の手順はP24,P29をご参照ください。

⑤電子証明書を選択します。

④フォルダを選択します。

1. テレビ電話方式による認証制度について

テレビ電話方式による認証により、定款作成代理人は公証役場に赴かずに、電磁的認証済定款をダウンロードにて取得することができるようになりました。※謄本につきましては従来どおり公証役場に赴いて受領する必要があります。

(1) テレビ電話方式による認証を受けるための条件

テレビ電話方式による認証により、テレビ電話により定款作成代理人（行政書士）が囑託人として認証を受ける場合、①または②の方法で委任状を送付する必要があります。

- ① 定款作成代理人が電子署名した電子定款を送信後、発起人が電子署名した委任状を別途送信
- ② 委任者の実印の押捺された紙の委任状と、委任者の印鑑登録証明書を郵送

(2) テレビ電話方式による認証を行うための環境

テレビ電話が利用できるインターネット環境、パソコンまたはスマートフォンが必要になります。尚、パソコンを利用する場合は、カメラとマイクが必要になりますのでご注意ください。

< 1 > パソコンの場合

Google Chromeブラウザのインストール
お使いのパソコンでGoogle Chromeで検索をして
インストールします。



< 2 > スマートフォンの場合

FaceHubのインストール

- ① お使いのスマートフォンでアプリ（FaceHub）を検索してインストールします。



IOS (AppStore)の場合

Android(GoogleAppStore)の場合

- ② インストールが完了すると、スマートフォンのホーム画面にFaceHubのアイコンが表示されます。

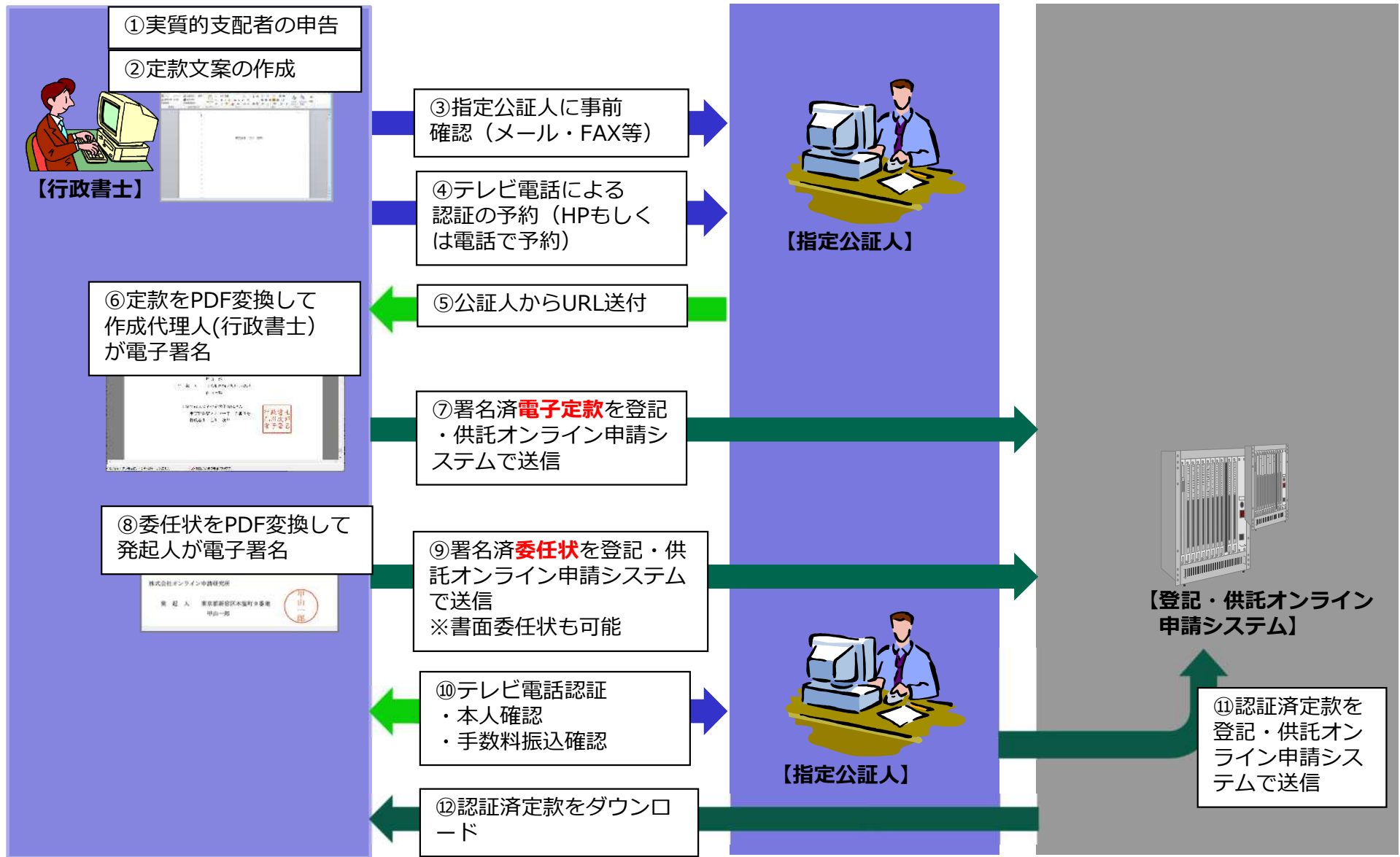


詳しい操作につきましては、下記URLにてご確認ください。

https://www.kosyonin.jp/wp-content/uploads/2019/03/facehub_manual.pdf

補足 1. テレビ電話方式による認証制度について

(3) テレビ電話方式による認証制度の流れ（委任状に電子署名をして送信する場合）



補足 1. テレビ電話方式による認証制度について

(4) 事前手続き

①事前に認証を受けたい定款の案と実質的支配者となるべきものの申告書を公証役場にメール、FAX等で送り、事前確認を行います。

・紙の委任状で定款作成を委任されている場合、その委任状と印鑑登録証明書を郵送します。

また、同一情報の提供の郵送を希望する場合、同一情報の提供の請求書を返信用レターパックとともに同封してください。

② ①の手続を経て定款認証が可能になった場合、公証人にテレビ電話方式による認証を希望する日時を予約します。

※申込は認証を受ける公証役場のHPにある申込フォームまたはメールにて

③予約日時が決定されると、公証人からテレビ電話用にURLが囑託人にメールで送られます。予約日まで定款をオンライン申請してください。

注意

①定款作成代理人（士業者）である囑託人が、その従業員や発起人等をいわゆる復代理人として、囑託人になってテレビ電話に出させて認証を受けることはできません。

②手数料の徴収

テレビ電話による認証が決定した段階で、公証人から囑託人に対し、認証手数料及び振込先がメールで送信されます。認証手続きは、これらの振込が確認された段階で行われることが多いです。（公証人と相談）

③同一情報の提供の書面

従来どおり公証役場に赴き受領することも可能です。

(5) 認証手続き当日

①囑託人は予約日時に公証人から送られてきたURLをクリックまたはタップすることによって、公証人が起動中のテレビ電話とつながります。

▼FaceHubアプリ呼び出し画面



スマートフォンをご利用の場合URLをタップするとFaceHubアプリが起動します。スマートフォンに自分の顔が表示されれば、カメラが有効になっていることが確認できます。

②テレビ電話とつながった後、囑託人が電子署名した定款に相違がないか、囑託人の本人確認が行われます。確認には顔写真付きの身分証明書が必要となりますので、あらかじめご準備ください。

③電子定款が認証されると、登記供託オンライン申請システムのサーバーに認証済み定款が送信されますので申請用総合ソフトの「公文書」ボタンから定款をダウンロードします。

④ダウンロードした認証済み定款を、設立申請の添付書類としてご利用ください。

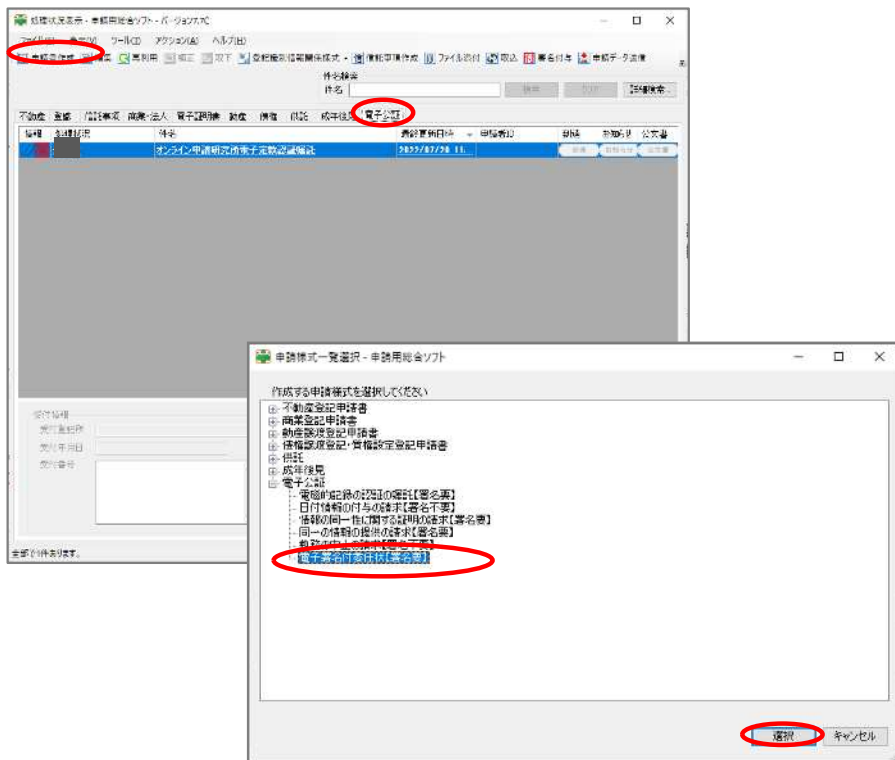
補足 2. 電子署名付委任状の送信

(1) 電子署名付委任状の送信準備

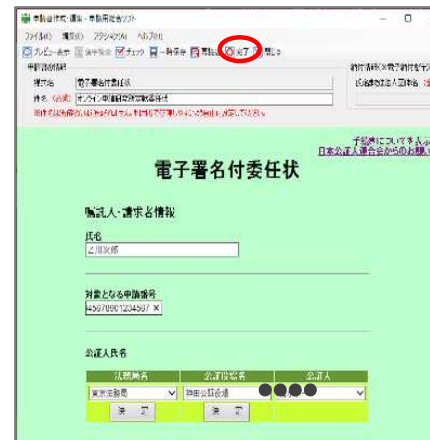
テレビ電話方式による認証制度を利用する場合において電子署名付委任状を送信する場合、本書P37までの電子定款の送信終了後、発起人の電子署名が付与された委任状（PDF）をオンラインで送信します。

「電子署名付委任状」の様式は、テレビ電話方式による認証制度利用しない場合、復代理人の委任状等にも利用できるとされています。
念のため公証役場にご確認の上、ご利用ください。

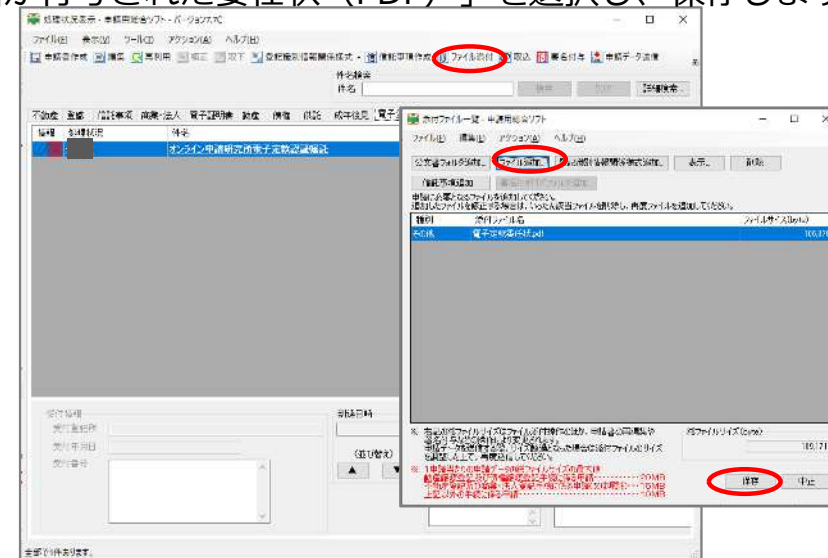
① 「電子公証」タブから、[申請書作成] - 「電子署名付委任状」を選択します。



② 必要事項を入力後、[完了]をクリックします。



③ [ファイル添付] - [ファイル追加] - 「発起人の電子署名が付与された委任状（PDF）」を選択し、保存します。

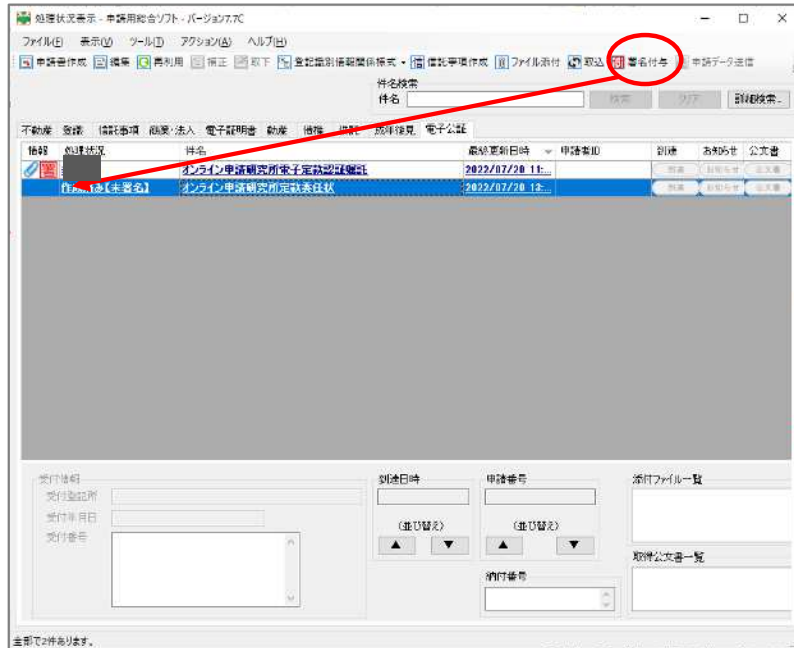


注意：
委任状のファイル名は半角英数字で31文字以内（漢字・かな等の全角文字のみの場合は15文字以内）である必要があります

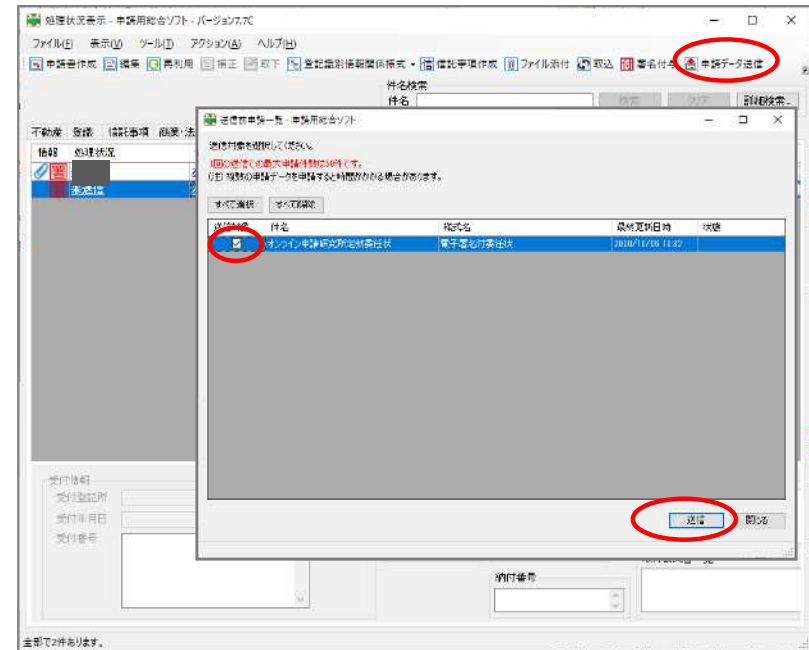
補足 2. 電子署名付委任状の送信

(2) 電子署名付委任状の送信

① P36と同様に [署名付与] より、電子署名を行います。



② [申請データ送信] より、送信対象にチェックを入れ送信します。



③送信が確認されたら、テレビ電話により、電磁的記録の認証の嘱託の手続を行ってください。

関連ソフトウェア・サービスのご案内



詳しいご説明と、
お申込みはこちらから →



●電子認証キットは電子申請や電子入札などで必要となる法人代表者の電子証明書（商業登記に基づく電子認証）の取得・管理をはじめ、電子定款や法務省電子申請で必要となるPDF電子署名・署名検証、ファイル形式電子証明書を安全に保管する電子金庫など、電子認証に関する幅広い機能を備えたソフトウェアです。

マイナンバーカード（公的個人認証電子証明書）や商業登記電子証明書を利用した電子署名はもとより、無料ソフトではできない、署名済議事録（XML署名、PDF署名）の署名検証も可能です（公的個人認証電子証明書有効性を除く）

ダウンロード版：¥15,400（税込）

CD版：¥16,500（税込）



RSS-SR

Registration Signature Service - Sign Room

(Registration Signature Service – Sign Room)

詳しいご説明とお試し利用、
お申込みはこちらから →



「簡単」「安全」「正確」にPDFファイルへ実印相当の電子署名を行うためのクラウドサービス

スマホさえあれば、マイナンバーカード（公的個人認証電子証明書）やファイル形式電子証明書（p12ファイル）を利用してPDF署名をすることができます。

ICカードリーダーライター、利用者クライアントソフト、Acrobat、署名プラグインソフトなど一般的に電子署名に必要な機器やソフトの準備は不要です。



® 法律とコンピュータ

株式会社リーガル

<https://www.legal.co.jp/>

本 社 〒791-2112愛媛県伊予郡砥部町重光248番地3

TEL:089-957-0494 FAX:089-957-0471

東京営業所 〒160-0003東京都新宿区四谷本塩町4-40 光丘四谷ビル5F

TEL:03-5360-1755 FAX:03-5360-1756

大阪営業所 〒540-0023大阪市中央区北新町1番1号 千倉ビル201

TEL:06-6940-3440 FAX:06-6940-3441

名古屋営業所 〒450-0002名古屋市中村区名駅2-45-14 東進名駅ビル4F

TEL:052-856-2090 FAX:052-308-1902

福岡営業所 〒812-0013福岡市博多区博多駅東2-5-19サンライフ第3ビル6F

TEL:092-432-9078 FAX:092-432-9079